

○ 多面的機能支交付金実施要領（平成26年4月1日付け25農振第2255号農林水産省農村振興局長通知）一部改正新旧対照表

（下線の部分は改正部分）

改	正	後	行
		<p><b>第1 農地維持支交付金</b></p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 活動計画</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 要綱別紙1の第5の2の(10)の保全管理する区域の地域振興立法8法の該当状況には、対象農用地が特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号)第2条第4項の規定に基づき公示された特定農山村地域、山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村、<u>過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第2条第1項(同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)</u>に規定する過疎地域(同法第3条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第41条第1項若しくは第2項(同条第3項の規定により準用する場合を含む。)、第42条又は第44条第4項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。)、令和3年度から令和8年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特定市町村(同法附則第6条第1項、第7条第1項及び第8条第1項の規定により特定制市町村の区域とみなされる区域を含む。))を、令和3年度から令和9年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特別特定市町村(同法附則第6条第2項、第7条第2項及び第8条第2項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。))を含む。)、半島振興法(昭和60年法律第63号)第2条第1項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、沖繩振興特別地域、沖繩振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1号に規定する沖繩、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定する奄美群島又は小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定する小笠原諸島(以下「8法地域」という。))に該当する場合は記載する。</p> <p>(10)～(13) (略)</p> <p>5・6 (略)</p> <p>7 活動の実施</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 事務の委託</p> <p>対象組織は、農地維持支交付金に係る事務の一部を委託することができる。</p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>8 実施状況の報告</p>	<p><b>第1 農地維持支交付金</b></p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 活動計画</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 要綱別紙1の第5の2の(10)の保全管理する区域の地域振興立法8法の該当状況には、対象農用地が特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号)第2条第4項の規定に基づき公示された特定農山村地域、山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村、<u>過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第2項の規定に基づき公示された過疎地域(同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。)</u>、半島振興法(昭和60年法律第63号)第2条第1項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、沖繩振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1号に規定する沖繩、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定する奄美群島又は小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定する小笠原諸島(以下「8法地域」という。))に該当する場合は記載する。</p> <p>(10)～(13) (略)</p> <p>5・6 (略)</p> <p>7 活動の実施</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 事務の委託</p> <p>対象組織は、農地維持支交付金に係る事務の一部を<u>当該対象組織以外の者</u>に委託することができる。</p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>8 実施状況の報告</p>

改 正 後	現 行
<p>(1) 要綱別紙1の第5の7の実施状況の報告は、市町村長が定めた期日までに様式第1-8号又は様式第1-9号の実施状況報告書に、様式第1-7号により作成した金銭出納簿又はその写しを添えて市町村長に提出するものとする。<u>ただし、登記を</u> <u>している団体又は法律に基づき認可される団体で、各事業年度に係る計算書類(貸</u> <u>借対照表及び損益計算書)の作成が義務付けられている団体の場合は、提出義務を</u> <u>免除するものとする。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>9 実施状況の確認 (1)～(3) (略)</p> <p>(4) 市町村長は、対象組織が行う地域資源の適切な保全管理のための推進活動について、定期的に対象組織から自己評価を求めるとともに、<u>活動</u>の実施状況等をもとに評価し、必要に応じて指導・助言を行う。</p> <p>10～12 (略)</p> <p>13 事業実績の報告 (1) (略) (2) 実施状況の報告 ア (略)</p> <p>イ 要綱別紙1の第8の2の(2)の報告について、市町村長は9の実施状況の確認を終えたときには、速やかに様式第2-3号又は様式第2-15号の実施状況確認報告書及び地域資源の適切な保全管理のための推進活動の<u>活動状況評価書</u>を作成し、都道府県知事に提出するものとする。</p> <p>ウ 要綱別紙1の第8の2の(3)の報告は、様式第2-4号又は様式第2-16号及び地域資源の適切な保全管理のための推進活動の<u>活動状況評価書</u>を作成し、当該事業を実施した翌年度の5月末日までに、地方農政局長等に提出するものとする。</p> <p>14・15 (略)</p> <p><b>第2 資源向上支払交付金</b> 1 (略) 2 対象活動 (1)～(9) (略)</p> <p>(10) 要綱別紙2の第4の3の対象組織の特定非営利活動法人化は、対象組織が資源向上支払交付金に係る事業の実施期間中に、本交付金による<u>活動</u>を実施するため、特定非</p>	<p>(1) 要綱別紙1の第5の7の実施状況の報告は、市町村長が定めた期日までに様式第1-8号又は様式第1-9号の実施状況報告書に、様式第1-7号により作成した金銭出納簿又はその写しを添えて市町村長に提出するものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>9 実施状況の確認 (1)～(3) (略)</p> <p>(4) 市町村長は、対象組織が行う地域資源の適切な保全管理のための推進活動について、定期的に対象組織から自己評価を求めるとともに、<u>取組</u>の実施状況等をもとに評価し、必要に応じて指導・助言を行う。</p> <p>10～12 (略)</p> <p>13 事業実績の報告 (1) (略) (2) 実施状況の報告 ア (略)</p> <p>イ 要綱別紙1の第8の2の(2)の報告について、市町村長は9の実施状況の確認を終えたときには、速やかに様式第2-3号又は様式第2-15号の実施状況確認報告書及び地域資源の適切な保全管理のための推進活動の<u>取組状況評価書</u>を作成し、都道府県知事に提出するものとする。</p> <p>ウ 要綱別紙1の第8の2の(3)の報告は、様式第2-4号又は様式第2-16号及び地域資源の適切な保全管理のための推進活動の<u>取組状況評価書</u>を作成し、当該事業を実施した翌年度の5月末日までに、地方農政局長等に提出するものとする。</p> <p>14・15 (略)</p> <p><b>第2 資源向上支払交付金</b> 1 (略) 2 対象活動 (1)～(9) (略)</p> <p>(10) 要綱別紙2の第4の3の対象組織の特定非営利活動法人化は、対象組織が資源向上支払交付金に係る事業の実施期間中に、本交付金による<u>取組</u>を実施するため、特定非</p>

改 正	現 行
<p>営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条に規定された特定非営利活動法人を設立することとする。</p> <p>(11)・(12) (略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p><u>6</u> <u>水田貯留機能強化計画</u></p> <p>(1) 市町村長は、対象組織が資源向上活動における水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）を推進する活動を実施する場合には、様式第2-17号により都道府県知事と協議の上、水田貯留機能強化計画を策定するものとする。</p> <p>(2) 対象組織は、市町村の策定する水田貯留機能強化計画に基づき、水田の雨水貯留機能強化に係る実施面積、年度別計画及び位置図を様式第1-3号の事業計画書に記載するものとする。</p> <p><u>7</u> 事業計画の認定</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>8</u> 事業計画の変更</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>9</u> 活動の実施</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 事務の委託</p> <p>対象組織は、資源向上支払交付金に係る事務の一部を委託することができる。</p> <p>(6)・(7) (略)</p> <p><u>10</u> (略)</p> <p><u>11</u> 実施状況の報告</p> <p>(1) 要綱別紙2の第5の8の実施状況の報告は、市町村が定めた期日までに様式第1-8号又は様式第1-9号の実施状況報告書に、金銭出納簿及び活動記録その他必要な書類又はその写しを添えて、市町村長に提出するものとする。ただし、登記をしていない団体又は法律に基づき認可される団体で、各事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び損益計算書）の作成が義務付けられている団体の場合は、提出義務を免除するものとする。</p>	<p>営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条に規定された特定非営利活動法人を設立することとする。</p> <p>(11)・(12) (略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>[新設]</p> <p><u>6</u> 事業計画の認定</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>7</u> 事業計画の変更</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>8</u> 活動の実施</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 事務の委託</p> <p>対象組織は、資源向上支払交付金に係る事務の一部を<u>当該対象組織以外の者に委託</u>することができる。</p> <p>(6)・(7) (略)</p> <p><u>9</u> (略)</p> <p><u>10</u> 実施状況の報告</p> <p>(1) 要綱別紙2の第5の8の実施状況の報告は、市町村が定めた期日までに様式第1-8号又は様式第1-9号の実施状況報告書に、金銭出納簿及び活動記録その他必要な書類又はその写しを添えて、市町村長に提出するものとする。</p>

改 正 後	現 行
<p>(2) (略)</p> <p><u>12</u> 実施状況の確認 (1)～(3) (略)</p> <p>(4) 市町村長は、対象組織が行う多面的機能の増進を図る活動について、定期的に対象組織から自己評価を求めるとともに、<b>活動</b>の実施状況等をもとに評価し、必要に応じて指導・助言を行う。</p> <p><u>13</u> 抽出検査の実施</p> <p><u>14</u> 資源向上支払交付金の精算 (1)～(5) (略)</p> <p><u>15</u> 資源向上支払交付金の交付方法 (1)～(3) (略)</p> <p><u>16</u> 事業実績の報告 (1) (略) (2) 実施状況の報告 ア (略)</p> <p>イ 要項別紙2の第8の2の(2)の報告について、市町村長は11の実施状況の確認を終えたときには、速やかに様式第2-3号又は様式第2-15号の実施状況確認報告書及び多面的機能の増進を図る活動の<b>活動状況評価書</b>を作成し、都道府県知事に提出するものとする。</p> <p>ウ 要綱別紙2の第8の2の(3)の報告は、様式第2-4号又は様式第2-16号及び多面的機能の増進を図る活動の<b>活動状況評価書</b>を作成し、当該事業を実施した翌年度の5月末日までに、地方農政局長等に提出するものとする。</p> <p><u>17・18</u> (略)</p> <p><u>19</u> 資源向上支払交付金の返還 (1) (略) (2) 返還の手続 ア～イ (略)</p> <p>ウ 証拠書類の保管等をする者は、要綱別紙2の第9の4の規定により、対象組織が資源向上支払交付金を含む本交付金を返還する必要がある場合には、当該対象組織の代表者に速やかに通知し、交付金の返還を求めるとする。</p> <p>エ～カ (略)</p>	<p>(2) (略)</p> <p><u>11</u> 実施状況の確認 (1)～(3) (略)</p> <p>(4) 市町村長は、対象組織が行う多面的機能の増進を図る活動について、定期的に対象組織から自己評価を求めるとともに、<b>取組</b>の実施状況等をもとに評価し、必要に応じて指導・助言を行う。</p> <p><u>12</u> 抽出検査の実施</p> <p><u>13</u> 資源向上支払交付金の精算 (1)～(5) (略)</p> <p><u>14</u> 資源向上支払交付金の交付方法 (1)～(3) (略)</p> <p><u>15</u> 事業実績の報告 (1) (略) (2) 実施状況の報告 ア (略)</p> <p>イ 要項別紙2の第8の2の(2)の報告について、市町村長は11の実施状況の確認を終えたときには、速やかに様式第2-3号又は様式第2-15号の実施状況確認報告書及び多面的機能の増進を図る活動の<b>取組状況評価書</b>を作成し、都道府県知事に提出するものとする。</p> <p>ウ 要綱別紙2の第8の2の(3)の報告は、様式第2-4号又は様式第2-16号及び多面的機能の増進を図る活動の<b>取組状況評価書</b>を作成し、当該事業を実施した翌年度の5月末日までに、地方農政局長等に提出するものとする。</p> <p><u>16・17</u> (略)</p> <p><u>18</u> 資源向上支払交付金の返還 (1) (略) (2) 返還の手続 ア～イ (略)</p> <p>ウ 証拠書類の保管等をする者は、要綱別紙2の第9の3の規定により、対象組織が資源向上支払交付金を含む本交付金を返還する必要がある場合には、当該対象組織の代表者に速やかに通知し、交付金の返還を求めるとする。</p> <p>エ～カ (略)</p>
<p>(2) (略)</p> <p><u>12</u> 実施状況の確認 (1)～(3) (略)</p> <p>(4) 市町村長は、対象組織が行う多面的機能の増進を図る活動について、定期的に対象組織から自己評価を求めるとともに、<b>活動</b>の実施状況等をもとに評価し、必要に応じて指導・助言を行う。</p> <p><u>13</u> 抽出検査の実施</p> <p><u>14</u> 資源向上支払交付金の精算 (1)～(5) (略)</p> <p><u>15</u> 資源向上支払交付金の交付方法 (1)～(3) (略)</p> <p><u>16</u> 事業実績の報告 (1) (略) (2) 実施状況の報告 ア (略)</p> <p>イ 要項別紙2の第8の2の(2)の報告について、市町村長は11の実施状況の確認を終えたときには、速やかに様式第2-3号又は様式第2-15号の実施状況確認報告書及び多面的機能の増進を図る活動の<b>活動状況評価書</b>を作成し、都道府県知事に提出するものとする。</p> <p>ウ 要綱別紙2の第8の2の(3)の報告は、様式第2-4号又は様式第2-16号及び多面的機能の増進を図る活動の<b>活動状況評価書</b>を作成し、当該事業を実施した翌年度の5月末日までに、地方農政局長等に提出するものとする。</p> <p><u>17・18</u> (略)</p> <p><u>19</u> 資源向上支払交付金の返還 (1) (略) (2) 返還の手続 ア～イ (略)</p> <p>ウ 証拠書類の保管等をする者は、要綱別紙2の第9の4の規定により、対象組織が資源向上支払交付金を含む本交付金を返還する必要がある場合には、当該対象組織の代表者に速やかに通知し、交付金の返還を求めるとする。</p> <p>エ～カ (略)</p>	<p>(2) (略)</p> <p><u>11</u> 実施状況の確認 (1)～(3) (略)</p> <p>(4) 市町村長は、対象組織が行う多面的機能の増進を図る活動について、定期的に対象組織から自己評価を求めるとともに、<b>取組</b>の実施状況等をもとに評価し、必要に応じて指導・助言を行う。</p> <p><u>12</u> 抽出検査の実施</p> <p><u>13</u> 資源向上支払交付金の精算 (1)～(5) (略)</p> <p><u>14</u> 資源向上支払交付金の交付方法 (1)～(3) (略)</p> <p><u>15</u> 事業実績の報告 (1) (略) (2) 実施状況の報告 ア (略)</p> <p>イ 要項別紙2の第8の2の(2)の報告について、市町村長は11の実施状況の確認を終えたときには、速やかに様式第2-3号又は様式第2-15号の実施状況確認報告書及び多面的機能の増進を図る活動の<b>取組状況評価書</b>を作成し、都道府県知事に提出するものとする。</p> <p>ウ 要綱別紙2の第8の2の(3)の報告は、様式第2-4号又は様式第2-16号及び多面的機能の増進を図る活動の<b>取組状況評価書</b>を作成し、当該事業を実施した翌年度の5月末日までに、地方農政局長等に提出するものとする。</p> <p><u>16・17</u> (略)</p> <p><u>18</u> 資源向上支払交付金の返還 (1) (略) (2) 返還の手続 ア～イ (略)</p> <p>ウ 証拠書類の保管等をする者は、要綱別紙2の第9の3の規定により、対象組織が資源向上支払交付金を含む本交付金を返還する必要がある場合には、当該対象組織の代表者に速やかに通知し、交付金の返還を求めるとする。</p> <p>エ～カ (略)</p>

改	現	後	行
<p><b>第3 多面的機能支払交付金に係る基本方針等の作成</b></p> <p>1 基本方針及び促進計画の策定</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 要綱基本方針の策定</p> <p>ア 要綱別紙3の第1の3の要綱基本方針は、様式第2－6号により作成し、その内容については、次の事項に留意して記載する。</p> <p>a 要綱別紙3の第1の3の(1)のアの本交付金による<b>活動</b>の推進に関する基本的考え方には、都道府県の現況、本交付金を交付する意義及び推進に関する基本的考え方について記載する。</p> <p>b～c (略)</p> <p>d 要綱別紙3の第1の3の(1)のイのcの交付金の算定の対象とする農用地については、以下を参考とし、農業生産の継続性、多面的機能の発揮の促進を図ることの効果や必要性等を踏まえて都道府県知事が定める、交付金の算定の対象とする農振農用地区域外農用地（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に規定する農用地区域内に存する農用地（以下「農振農用地区域内農用地」という。）以外の農用地をいう。）の考え方について記載することができるものとする。</p> <p>(a)～(b) (略)</p> <p>(c) 多面的機能の発揮を図るための<b>活動</b>を、農振農用地区域内農用地と一体的に取り組む必要があると認められる農用地</p> <p>e～i (略)</p> <p>イ～オ (略)</p> <p><b>第4 広域活動組織</b></p> <p>1 適用範囲</p> <p>本交付金の対象組織を設立するに当たっての広域活動組織の適用範囲は次のとおりとする。</p> <p>(1) 要綱別紙5の第3の1の規模を有し、かつ、複数の集落から構成する組織又は集落等の代表者により意思決定を行う組織が、本交付金による<b>活動</b>を行おうとする場合、原則として、広域活動組織を設立するものとする。</p> <p>(2) (1)に規定するもののほか、要綱別紙5の第3の1又は2に規定する規模を有する組織が、本交付金による<b>活動</b>を行おうとする場合、広域活動組織を設立することができる。</p> <p>2～5 (略)</p>	<p><b>第3 多面的機能支払交付金に係る基本方針等の作成</b></p> <p>1 基本方針及び促進計画の策定</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 要綱基本方針の策定</p> <p>ア 要綱別紙3の第1の3の要綱基本方針は、様式第2－6号により作成し、その内容については、次の事項に留意して記載する。</p> <p>a 要綱別紙3の第1の3の(1)のアの本交付金による<b>取組</b>の推進に関する基本的考え方には、都道府県の現況、本交付金を交付する意義及び推進に関する基本的考え方について記載する。</p> <p>b～c (略)</p> <p>d 要綱別紙3の第1の3の(1)のイのcの交付金の算定の対象とする農用地については、以下を参考とし、農業生産の継続性、多面的機能の発揮の促進を図ることの効果や必要性等を踏まえて都道府県知事が定める、交付金の算定の対象とする農振農用地区域外農用地（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に規定する農用地区域内に存する農用地（以下「農振農用地区域内農用地」という。）以外の農用地をいう。）の考え方について記載することができるものとする。</p> <p>(a)～(b) (略)</p> <p>(c) 多面的機能の発揮を図るための<b>取組</b>を、農振農用地区域内農用地と一体的に取り組む必要があると認められる農用地</p> <p>e～i (略)</p> <p>イ～オ (略)</p> <p><b>第4 広域活動組織</b></p> <p>1 適用範囲</p> <p>本交付金の対象組織を設立するに当たっての広域活動組織の適用範囲は次のとおりとする。</p> <p>(1) 要綱別紙5の第3の1の規模を有し、かつ、複数の集落から構成する組織又は集落等の代表者により意思決定を行う組織が、本交付金による<b>取組</b>を行おうとする場合、原則として、広域活動組織を設立するものとする。</p> <p>(2) (1)に規定するもののほか、要綱別紙5の第3の1又は2に規定する規模を有する組織が、本交付金による<b>取組</b>を行おうとする場合、広域活動組織を設立することができる。</p> <p>2～5 (略)</p>		

改 正 後	現 行
第 5 (略)	第 5 (略)

附 則 (令和 3 年 4 月 1 日 付 け 2 農 振 第 3823 号)

- 1 この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領に基づき令和 2 年度までに交付された多面的機能支払交付金による活動については、なお従前の例による。
- 3 令和 2 年度までに事業計画の認定を受けた対象組織においては、様式第 1 - 3 号の活動計画書及び様式第 1 - 8 号の実施状況報告書に代わり、この通知による改正前の本要領に基づく様式第 1 - 3 号及び様式第 1 - 8 号を活用することができる。ただし、多面的機能支払交付金実施要綱別紙 2 の第 6 の 2 (1) ウの c に定める支援を受ける場合は除く。

改	現	後	行				
<p>実施要領 別記 一覧 (略)</p> <p>国が定める活動指針及び活動要件</p> <p>第1 国が定める活動指針 活動指針は、農用地、水路、農道等の地域資源が将来にわたり良好な状態で保全管理されるよう、全国で実施されている標準的な地域ぐるみの共同活動を体系的に整理し、対象組織が<b>実施す</b>べき活動に関する区分(以下「<b>活動区分</b>」という。)毎に、その具体的な<b>項目</b>(以下「<b>活動項目</b>」という。)を示すものである。 また、活動指針は、農地維持活動、資源向上活動(地域資源の質的向上を図る共同活動)及び資源向上活動(施設の長寿命化のための活動)の3つの部分で構成する。</p> <p>第2 国が定める活動指針及び活動要件</p> <p>1 (略)</p> <p>2 資源向上活動(地域資源の質的向上を図る共同活動) (1)～(3) (略)</p> <p>(4) 農村環境保全活動については、テーマを1以上定めた上で、そのテーマに該当する計画策定、実践活動及び啓発・普及のそれぞれの<b>活動項目</b>を毎年度1以上実施する。</p> <p>(5) 多面的機能の増進を図る活動については、任意の<b>実施</b>とし、次のとおりとする。 ア <b>活動項目</b>を定めた上で毎年度実施する。 イ 広報活動は毎年度実施する。ただし、対象農用地に要領第1の4の(8)の農業地域類型区分の「中間農業地域」若しくは「山間農業地域」が含まれる場合又は要領第1の4の(9)の8法地域に該当する場合は、広報活動の実施を必ずしも求めるものではない。</p> <p>3 (略)</p> <p>第3 活動指針及び活動要件</p> <p>1 農地維持活動 (1) 地域資源の基礎的な保全活動</p> <table border="1" data-bbox="1326 1128 1461 2168"> <tr> <td><b>活動区分</b></td> <td><b>活動項目</b></td> <td>活動要件</td> </tr> </table>	<b>活動区分</b>	<b>活動項目</b>	活動要件	<p>実施要領 別記 一覧 (略)</p> <p>国が定める活動指針及び活動要件</p> <p>(別記1-1) (略)</p> <p>(別記1-2)</p> <p>第1 国が定める活動指針 活動指針は、農用地、水路、農道等の地域資源が将来にわたり良好な状態で保全管理されるよう、全国で実施されている標準的な地域ぐるみの共同活動を体系的に整理し、対象組織が<b>取り組む</b>べき活動に関する項目(以下「<b>活動項目</b>」という。)毎に、その具体的な<b>取組</b>(以下「<b>取組</b>」という。)内容を示すものである。 また、活動指針は、農地維持活動、資源向上活動(地域資源の質的向上を図る共同活動)及び資源向上活動(施設の長寿命化のための活動)の3つの部分で構成する。</p> <p>第2 国が定める活動指針及び活動要件</p> <p>1 (略)</p> <p>2 資源向上活動(地域資源の質的向上を図る共同活動) (1)～(3) (略)</p> <p>(4) 農村環境保全活動については、テーマを1以上定めた上で、そのテーマに該当する計画策定、実践活動及び啓発・普及のそれぞれの<b>取組</b>を毎年度1以上実施する。</p> <p>(5) 多面的機能の増進を図る活動については、任意の<b>取組</b>とし、次のとおりとする。 ア <b>取組内容</b>を定めた上で毎年度実施する。 イ 広報活動は毎年度実施する。ただし、対象農用地に要領第1の4の(8)の農業地域類型区分の「中間農業地域」若しくは「山間農業地域」が含まれる場合又は要領第1の4の(9)の8法地域に該当する場合は、広報活動の実施を必ずしも求めるものではない。</p> <p>3 (略)</p> <p>第3 活動指針及び活動要件</p> <p>1 農地維持活動 (1) 地域資源の基礎的な保全活動</p> <table border="1" data-bbox="1326 91 1461 1128"> <tr> <td><b>活動項目</b></td> <td><b>取組</b></td> <td>活動要件</td> </tr> </table>	<b>活動項目</b>	<b>取組</b>	活動要件
<b>活動区分</b>	<b>活動項目</b>	活動要件					
<b>活動項目</b>	<b>取組</b>	活動要件					



改		正		後		現		行	
地域資源の適切な保全管理のための推進活動	17 農業者（入り作農家、土地持ち非農家を含む）による検討会の開催	地域資源の適切な保全管理のための推進活動	17 農業者（入り作農家、土地持ち非農家を含む）による検討会の開催	17 農業者（入り作農家、土地持ち非農家を含む）による検討会の開催	該当する <u>取組</u> を選択し、毎年度実施する。				
	18 農業者に対する意向調査、農業者による現地調査		18 農業者に対する意向調査、農業者による現地調査	18 農業者に対する意向調査、農業者による現地調査	18 農業者に対する意向調査、農業者による現地調査				
	19 不在村地主との連絡体制の整備、調整、それに必要な調査		19 不在村地主との連絡体制の整備、調整、それに必要な調査	19 不在村地主との連絡体制の整備、調整、それに必要な調査					
	20 地域住民等（集落外の住民・組織等も含む）との意見交換・ワークショップ		20 地域住民等（集落外の住民・組織等も含む）との意見交換・ワークショップ	20 地域住民等（集落外の住民・組織等も含む）との意見交換・ワークショップ					
	21 地域住民等に対する意向調査、地域住民等との集落内調査		21 地域住民等に対する意向調査、地域住民等との集落内調査	21 地域住民等に対する意向調査、地域住民等との集落内調査					
	22 有識者等による研修会、有識者を交えた検討会の開催		22 有識者等による研修会、有識者を交えた検討会の開催	22 有識者等による研修会、有識者を交えた検討会の開催					
	23 その他（地域の実情に応じて対象組織が具体的に設定）		23 その他（地域の実情に応じて対象組織が具体的に設定）	23 その他（地域の実情に応じて対象組織が具体的に設定）					
2 資源向上活動（地域資源の質的向上を図る共同活動）									
(1) 施設の軽微な補修									
機能診断・計画策定	機能診断	<u>活動区分</u>		<u>活動項目</u>		機能診断	<u>活動項目</u>		活動要件
		機能診断	機能診断	機能診断	機能診断		活動計画書に位置付けた農用地及び水路等の施設について、施設の機能診断、診断結果の記録管理を毎年度実施する。		
機能診断・計画策定	機能診断	24 農用地の機能診断		24 農用地の機能診断		機能診断	24 農用地の機能診断		活動計画書に位置付けた農用地及び水路等の施設について、施設の機能診断、診断結果の記録管理を毎年度実施する。
		25 水路の機能診断		25 水路の機能診断			25 水路の機能診断		
機能診断・計画策定	機能診断	26 農道の機能診断		26 農道の機能診断		機能診断	26 農道の機能診断		活動計画書に位置付けた農用地及び水路等の施設について、施設の機能診断、診断結果の記録管理を毎年度実施する。
		27 ため池の機能診断		27 ため池の機能診断			27 ため池の機能診断		
機能診断・計画策定	機能診断	28 年度活動計画の策定		28 年度活動計画の策定		機能診断	28 年度活動計画の策定		機能診断結果を踏まえて、実践活動に関する年度計画を毎年度策定する。
		29 機能診断・補修技術等に関する研修		29 機能診断・補修技術等に関する研修			29 機能診断・補修技術等に関する研修		
29 機能診断・補修技術等に関する研修									
年間1回以上実施する									

改		正		後		現		行	
実践活動	農用地	30 農用地の軽微な補修等	30 農用地の軽微な補修等	30 農用地の軽微な補修等	30 農用地の軽微な補修等	農用地	30 農用地の軽微な補修等	活動計画書に位置付けた農用地及び水路等の施設について、農用地の軽微な補修等、必要な <u>取組</u> を毎年度実施する。	活動計画書に位置付けた農用地及び水路等の施設について、農用地の軽微な補修等、必要な <u>取組</u> を毎年度実施する。
	水路	31 水路の軽微な補修等	31 水路の軽微な補修等	31 水路の軽微な補修等	31 水路の軽微な補修等	水路	31 水路の軽微な補修等		
	農道	32 農道の軽微な補修等	32 農道の軽微な補修等	32 農道の軽微な補修等	32 農道の軽微な補修等	農道	32 農道の軽微な補修等		
	ため池	33 ため池の軽微な補修等	33 ため池の軽微な補修等	33 ため池の軽微な補修等	33 ため池の軽微な補修等	ため池	33 ため池の軽微な補修等		
(2) 農村環境保全活動									
計画策定	<u>活動区分</u>		<u>活動項目</u>		<u>活動要件</u>		<u>取組</u>		
	テーマ								
	生態系保全	34 生物多様性保全計画の策定	34 生物多様性保全計画の策定	34 生物多様性保全計画の策定	34 生物多様性保全計画の策定	生態系保全	34 生物多様性保全計画の策定	選択したテーマについて、基本方針、保全方法、活動内容を示した計画を毎年度策定する。	選択したテーマについて、基本方針、保全方法、活動内容を示した計画を毎年度策定する。
	水質保全	35 水質保全計画、農地保全計画の策定	35 水質保全計画、農地保全計画の策定	35 水質保全計画、農地保全計画の策定	35 水質保全計画、農地保全計画の策定	水質保全	35 水質保全計画、農地保全計画の策定		
	景観形成・生活環境保全	36 景観形成計画、生活環境保全計画の策定	36 景観形成計画、生活環境保全計画の策定	36 景観形成計画、生活環境保全計画の策定	36 景観形成計画、生活環境保全計画の策定	景観形成・生活環境保全	36 景観形成計画、生活環境保全計画の策定		
実践活動	水田貯留機能増進・地下水かん養	37 水田貯留機能増進・地下水かん養活動計画の策定	37 水田貯留機能増進・地下水かん養活動計画の策定	37 水田貯留機能増進・地下水かん養	37 水田貯留機能増進・地下水かん養	水田貯留機能増進・地下水かん養	37 水田貯留機能増進・地下水かん養活動計画の策定		
	資源循環	38 資源循環計画の策定	38 資源循環計画の策定	38 資源循環	38 資源循環	資源循環	38 資源循環計画の策定		
	生態系保全	39 生物の生息状況の把握	39 生物の生息状況の把握	39 生物の生息状況の把握	39 生物の生息状況の把握	生態系保全	39 生物の生息状況の把握	選択したテーマに基づき、生態系保全を図るため、生物の生息状況の把握等の <u>活動項目</u> を毎年度1つ以上実施する。	選択したテーマに基づき、生態系保全を図るため、生物の生息状況の把握等の <u>取組</u> を毎年度1つ以上実施する。
		40 外来種の駆除	40 外来種の駆除	40 外来種の駆除	40 外来種の駆除		40 外来種の駆除		
		41 その他（生態系保全）	41 その他（生態系保全）	41 その他（生態系保全）	41 その他（生態系保全）		41 その他（生態系保全）		
水質保全		42 水質モニタリングの実施・記録管理	42 水質モニタリングの実施・記録管理	42 水質モニタリングの実施・記録管理	42 水質モニタリングの実施・記録管理	水質保全	42 水質モニタリングの実施・記録管理	選択したテーマに基づき、水質保全を図るため、水質モニタリングの実施・記録管理等の <u>活動項目</u> を毎年度1つ以上実施する。	選択したテーマに基づき、水質保全を図るため、水質モニタリングの実施・記録管理等の <u>取組</u> を毎年度1つ以上実施する。
		43 畑からの土砂流出対策	43 畑からの土砂流出対策	43 畑からの土砂流出対策	43 畑からの土砂流出対策		43 畑からの土砂流出対策		
		44 その他（水質保全）	44 その他（水質保全）	44 その他（水質保全）	44 その他（水質保全）		44 その他（水質保全）		
		45 植栽等の景観形成活動	45 植栽等の景観形成活動	45 植栽等の景観形成活動	45 植栽等の景観形成活動	景観形成・生活環境保全	45 植栽等の景観形成活動	選択したテーマに基づき、景観形成・生活環境保全を図るため、植	選択したテーマに基づき、景観形成・生活環境保全を図るため、植
	46 施設等の定期的な巡回点検・清掃	46 施設等の定期的な巡回点検・清掃	46 施設等の定期的な巡回点検・清掃	46 施設等の定期的な巡回点検・清掃		46 施設等の定期的な巡回点検・清掃			



改		正		後		現		行	
る活動 60 広報活動		る活動 60 広報活動		る活動 60 広報活動		る活動 60 広報活動		る活動 60 広報活動	
3 資源向上活動（施設の長寿命化のための活動）		3 資源向上活動（施設の長寿命化のための活動）		3 資源向上活動（施設の長寿命化のための活動）		3 資源向上活動（施設の長寿命化のための活動）		3 資源向上活動（施設の長寿命化のための活動）	
活動区分 施設区分		活動項目		活動項目		活動項目		活動要件	
水路		61 水路の補修		61 水路の補修		61 水路の補修		原則として工事1件当たり2百万円未満とする。	
農道		62 水路の更新等		62 水路の更新等		62 水路の更新等		また、都道府県知事が策定する要綱基本方針に基づき、対象組織が	
ため池		63 農道の補修		63 農道の補修		63 農道の補修		工事1件当たり2百万円以上の活動を実施する	
		64 農道の更新等		64 農道の更新等		64 農道の更新等		場合、都道府県又は推進組織が当該活動について技術的指導を行う	
		65 ため池の補修		65 ため池の補修		65 ため池の補修		う。	
		66 ため池（附帯施設）の更新等		66 ため池（附帯施設）の更新等		66 ため池（附帯施設）の更新等			
実践活動		実践活動		実践活動		実践活動		実践活動	
活動		活動		活動		活動		活動	

**第4 活動の説明(略)**

1 農地維持活動

(1) 地域資源の基礎的な保全活動

1) 点検・計画策定

ア 点検

1 点検

【農用地に関する活動内容】(略)

【水路(開水路、パイプライン)に関する活動内容】(略)

【農道に関する活動内容】(略)

【ため池(管理道路含む)に関する活動内容】(略)

イ 計画策定

2) 研修

3) 実践活動

ア 農用地に関する活動内容(略)

イ 水路(開水路・パイプライン)に関する活動内容(略)

ウ 農道に関する活動内容(略)

エ ため池に関する活動内容(略)

オ 共通(略)

**第4 取組の説明(略)**

1 農地維持活動

(1) 地域資源の基礎的な保全活動

1) 点検・計画策定

ア 点検

1 点検

【農用地に関する取組内容】(略)

【水路(開水路、パイプライン)に関する取組内容】(略)

【農道に関する取組内容】(略)

【ため池(管理道路含む)に関する取組内容】(略)

イ 計画策定

2) 研修

3) 実践活動

ア 農用地に関する取組内容(略)

イ 水路(開水路・パイプライン)に関する取組内容(略)

ウ 農道に関する取組内容(略)

エ ため池に関する取組内容(略)

オ 共通(略)

改	現	後	行
<p>(2) 地域資源の適切な保全管理のための推進活動 (略)</p> <p>2 資源向上活動 (地域資源の質的向上を図る共同活動)</p> <p>(1) 施設の軽微な補修</p> <p>1) 機能診断・計画策定</p> <p>ア 機能診断</p> <p>【農用地に関する活動内容】 (略)</p> <p>【水路 (開水路、パイプライン) に関する活動内容】 (略)</p> <p>【農道に関する活動内容】 (略)</p> <p>【ため池 (管理道路含む) に関する活動内容】 (略)</p> <p>イ 計画策定 (略)</p> <p>2) 研修 (機能診断・補修技術等の研修) (略)</p> <p>3) 実践活動</p> <p>ア 農用地に関する活動内容 (略)</p> <p>イ 水路に関する活動内容 (略)</p> <p>ウ 農道に関する活動内容 (略)</p> <p>エ ため池に関する活動内容 (略)</p> <p>(2) 農村環境保全活動</p> <p>1) 計画策定 (略)</p> <p>2) 実践活動</p> <p>ア 生態系保全 (略)</p> <p>イ 水質保全 (略)</p> <p>ウ 景観形成・生活環境保全</p> <p>45 植栽等の景観形成活動 (略)</p> <p>46 施設等の定期的な巡回点検・清掃 (略)</p> <p>47 その他 (景観形成・生活環境保全)</p> <p><input type="checkbox"/> 農業用水の地域用水としての利用・管理 (略)</p> <p><input type="checkbox"/> 伝統的施設や農法の保全・実施 (略)</p> <p><input type="checkbox"/> 農用地からの風塵の防止活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農用地周辺に立地する住宅等に対して、農用地からの風塵による影響を小さくするため、主として営農目的以外で農用地への植物の植栽を行い、適正な維持管理を行う等の活動を行うこと。又は、風塵防止のための並木を整備し、枝打ち等により適正な維持管理を行うこと。なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意すること。</li> </ul>	<p>(2) 地域資源の適切な保全管理のための推進活動 (略)</p> <p>2 資源向上活動 (地域資源の質的向上を図る共同活動)</p> <p>(1) 施設の軽微な補修</p> <p>1) 機能診断・計画策定</p> <p>ア 機能診断</p> <p>【農用地に関する取組内容】 (略)</p> <p>【水路 (開水路、パイプライン) に関する取組内容】 (略)</p> <p>【農道に関する取組内容】 (略)</p> <p>【ため池 (管理道路含む) に関する取組内容】 (略)</p> <p>イ 計画策定 (略)</p> <p>2) 研修 (機能診断・補修技術等の研修) (略)</p> <p>3) 実践活動</p> <p>ア 農用地に関する取組内容 (略)</p> <p>イ 水路に関する取組内容 (略)</p> <p>ウ 農道に関する取組内容 (略)</p> <p>エ ため池に関する取組内容 (略)</p> <p>(2) 農村環境保全活動 (略)</p> <p>1) 計画策定 (略)</p> <p>2) 実践活動</p> <p>ア 生態系保全 (略)</p> <p>イ 水質保全 (略)</p> <p>ウ 景観形成・生活環境保全</p> <p>45 植栽等の景観形成活動 (略)</p> <p>46 施設等の定期的な巡回点検・清掃 (略)</p> <p>47 その他 (景観形成・生活環境保全)</p> <p><input type="checkbox"/> 農業用水の地域用水としての利用・管理 (略)</p> <p><input type="checkbox"/> 伝統的施設や農法の保全・実施 (略)</p> <p><input type="checkbox"/> 農用地からの風塵の防止活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農用地周辺に立地する住宅等に対して、農用地からの風塵による影響を小さくするため、主として営農目的以外で農用地への植物の植栽を行い、適正な維持管理を行う等の取組を行うこと。又は、風塵防止のための並木を整備し、枝打ち等により適正な維持管理を行うこと。なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意すること。</li> </ul>		

改	現
<p>後</p> <p>エ 水田貯留機能増進・地下水かん養  <u>48</u>水田の貯留機能向上活動  <ul style="list-style-type: none"> <li>大雨時の水田からの排水を調節するため、水田の落水口に排水調整板の設置等を行うこと。</li> <li>大雨時の水田での貯留効果を向上させるため、畦畔の嵩上げ等を行うこと。<u>ただし前述の排水調節の活動を行う場合に限る。</u></li> <li>大雨時に、水田への灌水による一時貯留やため池等の空容量を活用し、貯留機能を向上させるため、ゲート等の操作や排水ポンプの稼働を行うこと。</li> </ul> </p> <p><u>49</u>水田の地下水かん養機能向上活動、水源かん養林の保全（略）</p> <p>オ 資源循環（略）  啓発・普及  <u>51</u>啓発・普及活動  ①広報活動（パンフレット等の作成・頒布、看板設置等）、啓発活動（有識者の指導、勉強会等）に関する<u>活動内容</u>  <input type="checkbox"/> 広報活動  <ul style="list-style-type: none"> <li>農村環境保全活動に対する地域住民等の理解を深めるために、パンフレット、機関誌等の作成・頒布、看板の設置、インターネットのホームページの開設・更新等の活動を行うこと。</li> <li>外来種の侵入防止や駆除に対する理解を醸成する<u>活動</u>を行うこと。</li> </ul> <input type="checkbox"/> 啓発活動（略）</p> <p>②地域住民との交流活動、学校教育、行政機関等との連携に関する<u>活動内容</u>  <input type="checkbox"/> 地域住民等との交流活動  <ul style="list-style-type: none"> <li>活動を契機として、農村環境保全活動に対する地域住民等の関心を高めるために、地域住民等との交流活動を行うこと。</li> <li>地域における生物多様性保全、景観形成等への認識を高めるために、地域内の水路等でみられる生物を対象とした観察会や地域の農村環境を再点検するためのウォーキング等を行うこと。</li> <li>生物多様性保全への意識向上のために設置した植物等の観察路や鳥の観察台について、定期的なゴミ除去等による適正な維持管理を行うこと。又は、新たに観察路等を設置し、管理を行うこと。</li> <li>農村環境保全活動を<u>実施する</u>団体との意見交換会の<u>開催</u>等により、連携を図ること。</li> <li>地域における水田を利用した水田貯留機能増進・地下水かん養を推進</li> </ul> </p>	<p>行</p> <p>エ 水田貯留機能増進・地下水かん養  <u>48</u>水田の貯留機能向上活動  <ul style="list-style-type: none"> <li>大雨時の水田からの排水を調節するため、水田の落水口に排水調整板の設置等を行うこと。</li> <li>大雨時の水田での貯留効果を向上させるため、畦畔の嵩上げ等を行うこと。</li> <li>大雨時に、水田への灌水による一時貯留やため池の空容量を活用し、貯留機能を向上させるため、ゲート等の操作や排水ポンプの稼働を行うこと。</li> </ul> </p> <p><u>49</u>水田の地下水かん養機能向上活動、水源かん養林の保全（略）</p> <p>オ 資源循環（略）  啓発・普及  <u>51</u>啓発・普及活動  ①広報活動（パンフレット等の作成・頒布、看板設置等）、啓発活動（有識者の指導、勉強会等）に関する<u>取組内容</u>  <input type="checkbox"/> 広報活動  <ul style="list-style-type: none"> <li>農村環境保全活動に対する地域住民等の理解を深めるために、パンフレット、機関誌等の作成・頒布、看板の設置、インターネットのホームページの開設・更新等の活動を行うこと。</li> <li>外来種の侵入防止や駆除に対する理解を醸成する<u>取組</u>を行うこと。</li> </ul> <input type="checkbox"/> 啓発活動（略）</p> <p>②地域住民との交流活動、学校教育、行政機関等との連携に関する<u>取組内容</u>  <input type="checkbox"/> 地域住民等との交流活動  <ul style="list-style-type: none"> <li>活動を契機として、農村環境保全活動に対する地域住民等の関心を高めるために、地域住民等との交流活動を行うこと。</li> <li>地域における生物多様性保全、景観形成等への認識を高めるために、地域内の水路等でみられる生物を対象とした観察会や地域の農村環境を再点検するためのウォーキング等を行うこと。</li> <li>生物多様性保全への意識向上のために設置した植物等の観察路や鳥の観察台について、定期的なゴミ除去等による適正な維持管理を行うこと。又は、新たに観察路等を設置し、管理を行うこと。</li> <li>農村環境保全活動に<u>取り組む</u>団体との意見交換会の<u>実施</u>等により、連携を図ること。</li> <li>地域における水田を利用した水田貯留機能増進・地下水かん養を推進</li> </ul> </p>

改 正	後 行
<p>           していただくために下流域と上流域との間での情報交換会の実施等により、連携を図ること。  <input type="checkbox"/> 学校教育等との連携（略）  <input type="checkbox"/> 行政機関等との連携         </p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市町村が田園環境整備マスタープランを策定（変更）する際に、地域における生息生物、水質等の各テーマに関する情報を提供したり、内容について意見を述べること。また、地域での活動等をマスタープランに位置付ける等の連携強化を図ること。</li> <li>・ 市町村等が作成する広報誌について、地域における生息生物・景観等についての情報を提供したり、地域の活動実績等を投稿すること。</li> </ul> <p>③地域内の規制等の取り決めに関する活動内容（略）</p> <p>（3）多面的機能の増進を図る活動</p> <p>52 遊休農地の有効活用（略）</p> <p>53 鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鳥獣被害防止のための対策施設の設置や鳥獣緩衝帯の整備・保全管理、農地周りの藪等の伐採、農地への侵入竹等の防止等、農地利用や地域環境の改善のための活動を行うこと。</li> </ul> <p>54 地域住民による直営施工（略）</p> <p>55 防災・減災力の強化（略）</p> <p>56 農村環境保全活動の幅広い展開（略）</p> <p>58 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化</p> <p>59 都道府県、市町村が特に認める活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都道府県が策定した地域活動指針において、地域の多様な実態を踏まえて追加した活動を行うこと。</li> </ul> <p>60 広報活動（略）</p> <p>3（略）</p> <p>4（1）～（3）（略）</p> <p>（4）専門家の指導</p> <p><input type="checkbox"/> 専門家による技術的指導の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対象活動に関する専門的な知見又は技能を有している者の指導や助言を受け対象活動を実施すること。また、指導内容及びその反映状況を記録すること。</li> </ul>	<p>           していただくために下流域と上流域との間での情報交換会の実施等により、連携を図ること。  <input type="checkbox"/> 学校教育等との連携（略）  <input type="checkbox"/> 行政機関等との連携         </p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市町村が田園環境整備マスタープランを策定（変更）する際に、地域における生息生物、水質等の各テーマに関する情報を提供したり、内容について意見を述べること。また、地域での取組等をマスタープランに位置付ける等の連携強化を図ること。</li> <li>・ 市町村等が作成する広報誌について、地域における生息生物・景観等についての情報を提供したり、地域の取組実績等を投稿すること。</li> </ul> <p>③地域内の規制等の取り決めに関する取組内容（略）</p> <p>（3）多面的機能の増進を図る活動</p> <p>52 遊休農地の有効活用（略）</p> <p>53 農地周りの環境改善活動の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鳥獣被害防止のための対策施設の設置や農地周りの藪等の伐採、農地への侵入竹等の防止等、農地利用や地域環境の改善のための活動を行うこと。</li> </ul> <p>54 地域住民による直営施工（略）</p> <p>55 防災・減災力の強化（略）</p> <p>56 農村環境保全活動の幅広い展開（略）</p> <p>58 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化</p> <p>59 都道府県、市町村が特に認める活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都道府県が策定した地域活動指針において、地域の多様な実態を踏まえて追加した取組について、活動を行うこと。</li> </ul> <p>60 広報活動（略）</p> <p>3（略）</p> <p>4（1）～（3）（略）</p> <p>（4）専門家の指導</p> <p><input type="checkbox"/> 専門家による技術的指導の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対象活動に関する専門的な知見又は技能を有している者の指導や助言を受け対象活動に取組むこと。また、指導内容及びその反映状況を記録すること。</li> </ul>

改 正	後	現 行
<p>(別記1-3)</p> <p>都道府県が策定する地域活動指針の策定及び 同指針に基づき定める要件に係るガイドライン</p> <p>第1 基本的考え方</p> <p>多面的機能支払交付金は、地域の多様な実態を踏まえた<u>活動</u>が可能となるよう、別記1-2の国が定める活動指針及び要件を基礎として都道府県が策定する地域活動指針と、これに基づき都道府県の定める要件に基づき実施する。</p> <p>地域活動指針に位置付ける活動項目は、地域共同による農用地、水路、農道等の地域資源の基礎的な保全管理活動及び地域資源の適切な保全管理のための推進活動であつて、かつ、地域共同で行う活動に限る。</p> <p>また、国が定める活動指針に基づき定める要件（以下「国が定める活動要件」という。）を下回らない範囲で、地域の多様な実態を踏まえた<u>活動</u>が可能となるよう、都道府県は、地域活動指針に基づき要件を定める。</p> <p>第2 地域活動指針策定の考え方</p> <p>1 農地維持活動</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 地域活動指針の<u>活動区分</u>については、別記1-2の活動指針の活動区分と同じとすること。</p> <p>(3) 地域活動指針の<u>活動項目</u>については、別記1-2の活動指針の<u>活動項目</u>と同じとすること。ただし、必要最小限の<u>活動項目</u>を追加することはできる。</p> <p>(4) 地域活動指針の<u>活動内容</u>については、別記1-2の各<u>活動内容</u>と同じとすること。ただし、各<u>活動内容</u>に追加的に記述することはできる。</p> <p>(5) 地域活動指針の活動要件については、(3)及び(4)で定めた<u>活動項目</u>及び<u>活動内容</u>を踏まえ、修正することができ。</p> <p>2 資源向上活動（地域資源の質的向上を図る共同活動）</p> <p>(1) 施設の軽微な補修</p> <p>① (略)</p> <p>② 地域活動指針の<u>活動区分</u>については、別記1-2の活動指針の<u>活動区分</u>と同じとすること。</p> <p>③ 地域活動指針の<u>活動項目</u>については、別記1-2の活動指針の<u>活動項目</u>と同じとすること。ただし、必要最小限の<u>活動項目</u>を追加することはできる。</p> <p>④ 地域活動指針の<u>活動内容</u>については、別記1-2の各<u>活動内容</u>と同じとすること。ただし、各<u>活動内容</u>に追加的に記述することはできる。</p> <p>⑤ 地域活動指針の活動要件については、③及び④で定めた<u>活動項目</u>及び<u>活動内容</u></p>	<p>(別記1-3)</p> <p>都道府県が策定する地域活動指針の策定及び 同指針に基づき定める要件に係るガイドライン</p> <p>第1 基本的考え方</p> <p>多面的機能支払交付金は、地域の多様な実態を踏まえた<u>取組</u>が可能となるよう、別記1-2の国が定める活動指針及び要件を基礎として都道府県が策定する地域活動指針と、これに基づき都道府県の定める要件に基づき実施する。</p> <p>地域活動指針に位置付ける活動項目は、地域共同による農用地、水路、農道等の地域資源の基礎的な保全管理活動及び地域資源の適切な保全管理のための推進活動であつて、かつ、地域共同で行う活動に限る。</p> <p>また、国が定める活動指針に基づき定める要件（以下「国が定める活動要件」という。）を下回らない範囲で、地域の多様な実態を踏まえた<u>取組</u>が可能となるよう、都道府県は、地域活動指針に基づき要件を定める。</p> <p>第2 地域活動指針策定の考え方</p> <p>1 農地維持活動</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 地域活動指針の<u>活動項目</u>については、別記1-2の活動指針の活動項目と同じとすること。</p> <p>(3) 地域活動指針の<u>取組</u>については、別記1-2の活動指針の<u>取組</u>と同じとすること。ただし、必要最小限の<u>取組</u>を追加することはできる。</p> <p>(4) 地域活動指針の<u>取組内容</u>については、別記1-2の各<u>取組内容</u>と同じとすること。ただし、各<u>取組内容</u>に追加的に記述することはできる。</p> <p>(5) 地域活動指針の活動要件については、(3)及び(4)で定めた<u>取組</u>及び<u>取組内容</u>を踏まえ、修正することができ。</p> <p>2 資源向上活動（地域資源の質的向上を図る共同活動）</p> <p>(1) 施設の軽微な補修</p> <p>① (略)</p> <p>② 地域活動指針の<u>活動項目</u>については、別記1-2の活動指針の<u>活動項目</u>と同じとすること。</p> <p>③ 地域活動指針の<u>取組</u>については、別記1-2の活動指針の<u>取組</u>と同じとすること。ただし、必要最小限の<u>取組</u>を追加することはできる。</p> <p>④ 地域活動指針の<u>取組内容</u>については、別記1-2の各<u>取組内容</u>と同じとすること。ただし、各<u>取組内容</u>に追加的に記述することはできる。</p> <p>⑤ 地域活動指針の活動要件については、③及び④で定めた<u>取組</u>及び<u>取組内容</u>を踏</p>	

改 正 後	現 行
<p>を踏まえ、修正することができる。</p> <p>(2) 農村環境保全活動</p> <p>① (略)</p> <p>② 地域活動指針の「計画策定」に係る<u>活動項目</u>については、別記1-2の活動指針の<u>活動項目</u>と同じとすること。</p> <p>③ (略)</p> <p>④ 地域活動指針の「啓発・普及」及び「実践活動」に係る<u>活動項目</u>については、別記1-2の活動指針の<u>活動</u>に対し、特定の<u>活動</u>の削除及び新たな<u>活動</u>の追加を行うことができる。</p> <p>⑤ 地域活動指針の各<u>活動内容</u>については、変更することができる。</p> <p>⑥ 地域活動指針の活動要件については、③及び④で定めた<u>活動項目</u>及び<u>活動内容</u>を踏まえ、修正することができる。</p> <p>3 資源向上活動（施設の長寿命化のための活動）（略）</p> <p><b>第3 地域活動指針に基づき定める要件の設定の考え方</b></p> <p>地域活動指針に基づき定める要件は、別記1-2に示す国が定める活動要件を下回らない範囲で、地域の多様な実態を踏まえた<u>活動</u>が可能となるよう定めるものとし、具体の考え方は次のとおりとする。</p> <p>1 農地維持支払</p> <p>国が定める<u>活動</u>に加え、地域活動指針に<u>活動</u>を追加することで、地域の特性に応じた活動要件を設定することができる。</p> <p>2 資源向上支払（地域資源の質的向上を図る共同活動）</p> <p>(1) 機能診断・計画策定、実践活動、研修</p> <p>実践活動については、国が定める<u>活動</u>に加え、地域活動指針に<u>活動</u>を追加することで、地域の特性に応じた活動要件を設定することができる。</p> <p>(2) 農村環境保全活動</p> <p>国が定める活動要件のうち、資源向上活動の実態、地方公共団体の施策等を十分に踏まえた上で、特定のテーマ又は<u>活動</u>を必須とする等の変更を行うことができる。</p> <p>(別記1-4)</p> <p>地域資源の適切な保全管理のための推進活動に関する活動指針</p> <p>第1 地域資源の適切な保全管理のための推進活動の基本的考え方</p>	<p>まえ、修正することができる。</p> <p>(2) 農村環境保全活動</p> <p>① (略)</p> <p>② 地域活動指針の「計画策定」に係る<u>取組</u>については、別記1-2の活動指針の<u>取組</u>と同じとすること。</p> <p>③ (略)</p> <p>④ 地域活動指針の「啓発・普及」及び「実践活動」に係る<u>取組</u>については、別記1-2の活動指針の<u>取組</u>に対し、特定の<u>取組</u>の削除及び新たな<u>取組</u>の追加を行うことができる。</p> <p>⑤ 地域活動指針の各<u>取組内容</u>については、変更することができる。</p> <p>⑥ 地域活動指針の活動要件については、③及び④で定めた<u>取組</u>及び<u>取組内容</u>を踏まえ、修正することができる。</p> <p>3 資源向上活動（施設の長寿命化のための活動）（略）</p> <p><b>第3 地域活動指針に基づき定める要件の設定の考え方</b></p> <p>地域活動指針に基づき定める要件は、別記1-2に示す国が定める活動要件を下回らない範囲で、地域の多様な実態を踏まえた<u>取組</u>が可能となるよう定めるものとし、具体の考え方は次のとおりとする。</p> <p>1 農地維持支払</p> <p>国が定める<u>取組</u>に加え、地域活動指針に<u>取組</u>を追加することで、地域の特性に応じた活動要件を設定することができる。</p> <p>2 資源向上支払（地域資源の質的向上を図る共同活動）</p> <p>(1) 機能診断・計画策定、実践活動、研修</p> <p>実践活動については、国が定める<u>取組</u>に加え、地域活動指針に<u>取組</u>を追加することで、地域の特性に応じた活動要件を設定することができる。</p> <p>(2) 農村環境保全活動</p> <p>国が定める活動要件のうち、資源向上活動の実態、地方公共団体の施策等を十分に踏まえた上で、特定のテーマ又は<u>取組</u>を必須とする等の変更を行うことができる。</p> <p>(別記1-4)</p> <p>地域資源の適切な保全管理のための推進活動に関する活動指針</p> <p>第1 地域資源の適切な保全管理のための推進活動の基本的考え方</p>

改	正	後	現	行
<p>① (略)</p> <p>② それら<b>活動</b>の適切な実施や確実な効果発現を図るため、目標を含む活動の達成状況等を市町村により点検・評価するとともに、</p> <p>③ 活動の実施を通じて、目指すべき地域資源の保全管理の姿等を「地域資源保全管理構想」として、活動組織が策定する<b>活動</b>の実践を支援する。</p> <p>なお、本活動に関する地域活動指針は、第2に定める活動指針を基礎とし、都道府県知事が策定する基本方針に定める。また、その際<b>活動内容</b>の追加及び活動実態、地方公共団体の施策等を十分踏まえた上での修正を行うことができる。</p> <p><b>第2 活動指針</b></p> <p>該当する項目をチェックする。必要に応じて複数項目を選択する。「4 <b>活動</b>内容」については、併せて毎年の実施回数及び実施月について記載する。</p> <p>その他を選択した場合は、その具体的内容を記載する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 構造変化に対応した保全管理の目標 <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 地域内の中心経営体の育成・確保、農地集積を図り、中心経営体との役割分担や労力補充により保全管理を図る。【中心経営体型】(略)</li> <li>□ 集落営農組織の構築・充実等を図り、集落を基礎とした農業生産体制の整備と合わせた地域ぐるみの保全管理を図る。【集落ぐるみ型】 <ul style="list-style-type: none"> <li>多数の小規模農家、兼業農家等が参画する形での集落単位の営農と一体的あるいは連携した<b>活動</b>を図る地域等が該当</li> </ul> </li> <li>□ 地域外の農業生産法人や認定農業者等への農地集積を図り、地域外の経営体との協力・役割分担により保全管理を図る。【地域外経営体連携型】(略)</li> <li>□ 広域的な農地利用の調整、近隣集落との連携、旧村や水系単位等での連携を図り、集落間の相互の労力補充や広域的な活動により保全管理を図る。【集落間・広域連携型】(略)</li> <li>□ 地域住民の参画、地域外の団体や都市住民等との連携を図り、地域外を含め多様な地域資源管理の担い手の確保により保全管理を図る。【多様な参画・連携型】(略)</li> </ul> </li> <li>□ その他(地域の実情に応じた目標を対象組織が具体的に設定)</li> </ol> <ol style="list-style-type: none"> <li>2 保全管理の内容(略)</li> <li>3 <b>活動の方向性</b> <ol style="list-style-type: none"> <li>2の保全管理に取り組むために、今後進めていく<b>活動</b>の方向性を選択する。</li> </ol> </li> <li>4 <b>活動</b>内容(略)</li> </ol> <p>第3 (略)</p> <p>第4 地域資源保全管理構想の策定</p>	<p>① (略)</p> <p>② それら<b>取組</b>の適切な実施や確実な効果発現を図るため、目標を含む活動の達成状況等を市町村により点検・評価するとともに、</p> <p>③ 活動の実施を通じて、目指すべき地域資源の保全管理の姿等を「地域資源保全管理構想」として、活動組織が策定する<b>取組</b>の実践を支援する。</p> <p>なお、本活動に関する地域活動指針は、第2に定める活動指針を基礎とし、都道府県知事が策定する基本方針に定める。また、その際<b>取組</b>の追加及び活動実態、地方公共団体の施策等を十分踏まえた上での修正を行うことができる。</p> <p><b>第2 活動指針</b></p> <p>該当する項目をチェックする。必要に応じて複数項目を選択する。「4 <b>取組</b>内容」については、併せて毎年の実施回数及び実施月について記載する。</p> <p>その他を選択した場合は、その具体的内容を記載する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 構造変化に対応した保全管理の目標 <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 地域内の中心経営体の育成・確保、農地集積を図り、中心経営体との役割分担や労力補充により保全管理を図る。【中心経営体型】(略)</li> <li>□ 集落営農組織の構築・充実等を図り、集落を基礎とした農業生産体制の整備と合わせた地域ぐるみの保全管理を図る。【集落ぐるみ型】 <ul style="list-style-type: none"> <li>多数の小規模農家、兼業農家等が参画する形での集落単位の営農と一体的あるいは連携した<b>取組</b>を図る地域等が該当</li> </ul> </li> <li>□ 地域外の農業生産法人や認定農業者等への農地集積を図り、地域外の経営体との協力・役割分担により保全管理を図る。【地域外経営体連携型】(略)</li> <li>□ 広域的な農地利用の調整、近隣集落との連携、旧村や水系単位等での連携を図り、集落間の相互の労力補充や広域的な活動により保全管理を図る。【集落間・広域連携型】(略)</li> <li>□ 地域住民の参画、地域外の団体や都市住民等との連携を図り、地域外を含め多様な地域資源管理の担い手の確保により保全管理を図る。【多様な参画・連携型】(略)</li> </ul> </li> <li>□ その他(地域の実情に応じた目標を対象組織が具体的に設定)</li> </ol> <ol style="list-style-type: none"> <li>2 保全管理の内容(略)</li> <li>3 <b>取組方向</b> <ol style="list-style-type: none"> <li>2の保全管理に取り組むために、今後進めていく<b>取組</b>の方向性を選択する。</li> </ol> </li> <li>4 <b>取組</b>内容(略)</li> </ol> <p>第3 (略)</p> <p>第4 地域資源保全管理構想の策定</p>	<p>① (略)</p> <p>② それら<b>取組</b>の適切な実施や確実な効果発現を図るため、目標を含む活動の達成状況等を市町村により点検・評価するとともに、</p> <p>③ 活動の実施を通じて、目指すべき地域資源の保全管理の姿等を「地域資源保全管理構想」として、活動組織が策定する<b>取組</b>の実践を支援する。</p> <p>なお、本活動に関する地域活動指針は、第2に定める活動指針を基礎とし、都道府県知事が策定する基本方針に定める。また、その際<b>取組</b>の追加及び活動実態、地方公共団体の施策等を十分踏まえた上での修正を行うことができる。</p> <p><b>第2 活動指針</b></p> <p>該当する項目をチェックする。必要に応じて複数項目を選択する。「4 <b>取組</b>内容」については、併せて毎年の実施回数及び実施月について記載する。</p> <p>その他を選択した場合は、その具体的内容を記載する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 構造変化に対応した保全管理の目標 <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 地域内の中心経営体の育成・確保、農地集積を図り、中心経営体との役割分担や労力補充により保全管理を図る。【中心経営体型】(略)</li> <li>□ 集落営農組織の構築・充実等を図り、集落を基礎とした農業生産体制の整備と合わせた地域ぐるみの保全管理を図る。【集落ぐるみ型】 <ul style="list-style-type: none"> <li>多数の小規模農家、兼業農家等が参画する形での集落単位の営農と一体的あるいは連携した<b>取組</b>を図る地域等が該当</li> </ul> </li> <li>□ 地域外の農業生産法人や認定農業者等への農地集積を図り、地域外の経営体との協力・役割分担により保全管理を図る。【地域外経営体連携型】(略)</li> <li>□ 広域的な農地利用の調整、近隣集落との連携、旧村や水系単位等での連携を図り、集落間の相互の労力補充や広域的な活動により保全管理を図る。【集落間・広域連携型】(略)</li> <li>□ 地域住民の参画、地域外の団体や都市住民等との連携を図り、地域外を含め多様な地域資源管理の担い手の確保により保全管理を図る。【多様な参画・連携型】(略)</li> </ul> </li> <li>□ その他(地域の実情に応じた目標を対象組織が具体的に設定)</li> </ol> <ol style="list-style-type: none"> <li>2 保全管理の内容(略)</li> <li>3 <b>取組方向</b> <ol style="list-style-type: none"> <li>2の保全管理に取り組むために、今後進めていく<b>取組</b>の方向性を選択する。</li> </ol> </li> <li>4 <b>取組</b>内容(略)</li> </ol> <p>第3 (略)</p> <p>第4 地域資源保全管理構想の策定</p>		

改 正	現 行																																																																				
<p>1 基本的な考え方            (1) 地域資源保全管理構想は、地域資源の適切な保全管理に向けて、地域の<u>活動</u>の質的・量的な充実・向上を図っていく仕組みとして導入する。            (2) (略)            (3) その構想に基づき、今後取り組むべき活動・方策の実践を図りつつ、<u>活動内容</u>や構想を見直し・充実し、地域資源の適切な保全管理に向けた<u>活動</u>を促進する。            2 地域資源保全管理構想 (略)</p> <p>(別記 1 - 4 様式)</p> <p>〇〇市町村長 殿</p> <p>対象組織代表 氏 名</p> <p>番 号 年 月 日</p>	<p>1 基本的な考え方            (1) 地域資源保全管理構想は、地域資源の適切な保全管理に向けて、地域の<u>取組</u>の質的・量的な充実・向上を図っていく仕組みとして導入する。            (2) (略)            (3) その構想に基づき、今後取り組むべき活動・方策の実践を図りつつ、<u>取組</u>や構想を見直し・充実し、地域資源の適切な保全管理に向けた<u>取組</u>を促進する。            2 地域資源保全管理構想 (略)</p> <p>(別記 1 - 4 様式)</p> <p>〇〇市町村長 殿</p> <p>対象組織代表 氏 名 <u>印</u></p> <p>番 号 年 月 日</p>																																																																				
<p>〇〇年度 多面的機能支払交付金に係る地域資源保全管理構想の届出書</p> <p>(別記 1 - 5) (略)</p> <p>(別記 1 - 5 様式第 1 号)</p> <p>年度 多面的機能支払交付金に係る  <b>令和</b> 年度 多面的機能支払交付金に係る  <b>実施計画、活動報告及び運営委員会による活動報告確認票(〇〇集落)</b></p>	<p>〇〇年度 多面的機能支払交付金に係る地域資源保全管理構想の届出書</p> <p>(別記 1 - 5) (略)</p> <p>(別記 1 - 5 様式第 1 号)</p> <p>年度 多面的機能支払交付金に係る  <b>令和</b> 年度 多面的機能支払交付金に係る  <b>実施計画、活動報告及び運営委員会による活動報告確認票(〇〇集落)</b></p>																																																																				
<p>1. 農地維持支払交付金 (地域資源の基礎的な保全活動)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">活動区分</th> <th rowspan="2">活動項目</th> <th colspan="2">実施計画</th> <th colspan="2">活動報告</th> <th colspan="2">活動報告の確認</th> </tr> <tr> <th>実施予定時期</th> <th>未実施理由</th> <th>実施予定時期</th> <th>未実施理由</th> <th>現地確認</th> <th>現地確認</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">点検・ 計画策定</td> <td rowspan="2">点検 年度活動計画の策定</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>事務・組織運営に関する研修、 機械の安全使用に関する研修</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>研修</td> <td>研修</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	活動区分	活動項目	実施計画		活動報告		活動報告の確認		実施予定時期	未実施理由	実施予定時期	未実施理由	現地確認	現地確認	点検・ 計画策定	点検 年度活動計画の策定							事務・組織運営に関する研修、 機械の安全使用に関する研修						研修	研修							<p>1. 農地維持支払交付金 (地域資源の基礎的な保全活動)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">活動項目</th> <th colspan="2">実施計画</th> <th colspan="2">活動報告</th> <th colspan="2">活動報告の確認</th> </tr> <tr> <th>実施予定時期</th> <th>未実施理由</th> <th>実施予定時期</th> <th>未実施理由</th> <th>現地確認</th> <th>現地確認</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">点検・ 計画策定</td> <td rowspan="2">点検 年度活動計画の策定</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>事務・組織運営に関する研修、 機械の安全使用に関する研修</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>研修</td> <td>研修</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	活動項目	実施計画		活動報告		活動報告の確認		実施予定時期	未実施理由	実施予定時期	未実施理由	現地確認	現地確認	点検・ 計画策定	点検 年度活動計画の策定						事務・組織運営に関する研修、 機械の安全使用に関する研修					研修	研修					
活動区分			活動項目	実施計画		活動報告		活動報告の確認																																																													
	実施予定時期	未実施理由		実施予定時期	未実施理由	現地確認	現地確認																																																														
点検・ 計画策定	点検 年度活動計画の策定																																																																				
		事務・組織運営に関する研修、 機械の安全使用に関する研修																																																																			
研修	研修																																																																				
活動項目	実施計画		活動報告		活動報告の確認																																																																
	実施予定時期	未実施理由	実施予定時期	未実施理由	現地確認	現地確認																																																															
点検・ 計画策定	点検 年度活動計画の策定																																																																				
		事務・組織運営に関する研修、 機械の安全使用に関する研修																																																																			
研修	研修																																																																				

2. 資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）

活動区分	活動項目	実施計画		活動報告		活動報告の確認 現地確認	
		活動内容、数量等	活動内容、数量等	未実施理由	未実施理由		
施設の軽微な補修	機能計画策定・診断	農用地の機能診断					
		水路の機能診断					
		農道の機能診断					
		ため池の機能診断					
	年度活動計画の策定						
	研修	機能診断・補修技術等に関する研修					
	実践活動	農用地の軽微な補修等					
		水路の軽微な補修等					
農道の軽微な補修等							
ため池の軽微な補修等							

2. 資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）

活動区分	活動項目	実施計画		活動報告		活動報告の確認 現地確認	
		活動内容、数量等	活動内容、数量等	未実施理由	未実施理由		
施設の軽微な補修	機能計画策定・診断	農用地の機能診断					
		水路の機能診断					
		農道の機能診断					
		ため池の機能診断					
	年度活動計画の策定						
	研修	機能診断・補修技術等に関する研修					
	実践活動	農用地の軽微な補修等					
		水路の軽微な補修等					
農道の軽微な補修等							
ため池の軽微な補修等							

3. 資源向上支払交付金（施設の長寿命化を図る活動）

活動区分	活動項目	実施計画		活動報告		活動報告の確認 現地確認
		活動内容、数量等	活動内容、数量等	未実施理由	未実施理由	
実践活動						

3. 資源向上支払交付金（施設の長寿命化を図る活動）

活動区分	活動項目	実施計画		活動報告		活動報告の確認 現地確認
		活動内容、数量等	活動内容、数量等	未実施理由	未実施理由	
実践活動						

改 正 後	現 行																																								
<p>(別記3-1様式第1号)</p> <p style="text-align: center;">実施状況確認チェックシート(書類確認用)</p> <p style="text-align: right;">確認年月日: 年 月 日</p> <p>~~~~~</p> <p>(別記3-1様式第2号)</p> <p style="text-align: center;">年度 認定農用地<sup>注1)</sup> 確認野帳</p> <p>~~~~~</p> <p>(別記3-1様式第2号)</p> <p style="text-align: center;">○年度 認定農用地確認野帳</p> <p>~~~~~</p> <p>(別記3-1様式第3号)</p> <p style="text-align: center;">資源向上活動(地域資源の質的向上を図る共同活動)</p> <p style="text-align: center;">実施状況確認チェックシート(書類確認用)</p> <p style="text-align: right;">確認年月日: 年 月 日</p> <p>現地確認結果</p> <p>必要に応じて、当該年度に<u>活動</u>が適切に実施されているか確認。</p> <p>(1) 施設の軽微な補修</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:50%;">活動項目</th> <th style="width:10%;">計画</th> <th style="width:10%;">確認結果</th> <th style="width:30%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農用地の軽微な補修等</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>水路の軽微な補修等</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>農道の軽微な補修等</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ため池の軽微な補修等</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	活動項目	計画	確認結果	備考	農用地の軽微な補修等				水路の軽微な補修等				農道の軽微な補修等				ため池の軽微な補修等				<p>(別記3-1様式第1号)</p> <p style="text-align: center;">実施状況確認チェックシート(書類確認用)</p> <p style="text-align: right;">確認年月日: <u>令和</u> 年 月 日</p> <p>~~~~~</p> <p>(別記3-1様式第2号)</p> <p style="text-align: center;"><u>令和</u> 年度 認定農用地<sup>注1)</sup> 確認野帳</p> <p>~~~~~</p> <p>(別記3-1様式第2号)</p> <p style="text-align: center;">令和○年度 認定農用地確認野帳</p> <p>~~~~~</p> <p>(別記3-1様式第3号)</p> <p style="text-align: center;">資源向上活動(地域資源の質的向上を図る共同活動)</p> <p style="text-align: center;">実施状況確認チェックシート(書類確認用)</p> <p style="text-align: right;">確認年月日: <u>令和</u> 年 月 日</p> <p>現地確認結果</p> <p>必要に応じて、当該年度に<u>取組</u>が適切に実施されているか確認。</p> <p>(1) 施設の軽微な補修</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:50%;">取組</th> <th style="width:10%;">計画</th> <th style="width:10%;">確認結果</th> <th style="width:30%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農用地の軽微な補修等</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>水路の軽微な補修等</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>農道の軽微な補修等</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ため池の軽微な補修等</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	取組	計画	確認結果	備考	農用地の軽微な補修等				水路の軽微な補修等				農道の軽微な補修等				ため池の軽微な補修等			
活動項目	計画	確認結果	備考																																						
農用地の軽微な補修等																																									
水路の軽微な補修等																																									
農道の軽微な補修等																																									
ため池の軽微な補修等																																									
取組	計画	確認結果	備考																																						
農用地の軽微な補修等																																									
水路の軽微な補修等																																									
農道の軽微な補修等																																									
ため池の軽微な補修等																																									

(2) 農村環境保全活動 (略)		(3) 多面的機能の増進を図る活動	
活動項目	計画	確認結果	備考
遊休農地の有効活用			
鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化			
地域住民による直営施工			
防災・減災力の強化			
農村環境保全活動の幅広い展開			
やすらぎ・福祉及び教育機能の活用			
農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化			
都道府県、市町村が特に認める活動			

(4) 所見 (略)

(別記3-1様式第4号)

資源向上活動 (施設の長寿命化のための活動)  
実施状況確認チェックシート (現地確認用)

確認年月日: 令和 年 月 日

(1) 施設の長寿命化のための活動に係る実施状況の確認

取組	内容	本年度の事業量	確認結果	備考

(別記3-1様式第5号)

対象組織代表

番号 年月日

(2) 農村環境保全活動 (略)		(3) 多面的機能の増進を図る活動	
活動項目	計画	確認結果	備考
遊休農地の有効活用			
鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化			
地域住民による直営施工			
防災・減災力の強化			
農村環境保全活動の幅広い展開			
やすらぎ・福祉及び教育機能の活用			
農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化			
都道府県、市町村が特に認める活動			

(4) 所見 (略)

(別記3-1様式第4号)

資源向上活動 (施設の長寿命化のための活動)  
実施状況確認チェックシート (現地確認用)

確認年月日: 年 月 日

(1) 施設の長寿命化のための活動に係る実施状況の確認

活動項目	内容	本年度の事業量	確認結果	備考

(別記3-1様式第5号)

対象組織代表

番号 年月日

改 正	現 行																				
<p>氏 名 殿 〇〇市町村長</p> <p>〇〇年度 多面的機能支払交付金に係る実施状況の確認通知書</p> <p>多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知）別紙1の第5の8及び別紙2の第5の9に基づき、実施状況について確認したことを通知する。</p> <p>（別記5-1）</p> <p>第1条～第4条（略）</p> <p>第5条 この協定の有効期間は、〇〇町長の認定のあった日から〇年〇月〇日までとする。</p> <p>第6条（略）</p> <p>第7条 協定参加集落及びその他の協定参加団体の役割分担は次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="805 1131 1380 2168"> <thead> <tr> <th>集落・団体等</th> <th>役 割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〇〇集落</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>各集落区域内の農用地、水路、農道等の基礎的な保安全管理活動の実施。</li> <li>地域資源の適切な保安全管理のための推進活動の実施。</li> <li>施設の軽微な補修のための活動の実施。</li> <li>農村環境の保全活動の実施。</li> <li>多面的機能の増進を図る活動の実施。</li> <li>水路等施設の長寿命化のための活動の実施。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>〇〇集落</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>〇〇〇〇（畦畔・農地法面の草刈り等の活動は、個々の農業者が実施。）</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>〇〇土地改良区</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>協定の事務局として全体の調整を図る。</li> <li>参加集落及び団体と連携して〇〇地区の施設のリースク管理と機能保全のための全体構想を策定。</li> <li>参加集落が<u>行</u>う農地周りの水路等の長寿命化対策への技術指導。</li> <li>上記の全体構想に基づき、支線水路の補修・更新等を実施。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>〇〇〇〇団体</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>〇〇〇〇〇〇</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	集落・団体等	役 割	〇〇集落	<ul style="list-style-type: none"> <li>各集落区域内の農用地、水路、農道等の基礎的な保安全管理活動の実施。</li> <li>地域資源の適切な保安全管理のための推進活動の実施。</li> <li>施設の軽微な補修のための活動の実施。</li> <li>農村環境の保全活動の実施。</li> <li>多面的機能の増進を図る活動の実施。</li> <li>水路等施設の長寿命化のための活動の実施。</li> </ul>	〇〇集落	<ul style="list-style-type: none"> <li>〇〇〇〇（畦畔・農地法面の草刈り等の活動は、個々の農業者が実施。）</li> </ul>	〇〇土地改良区	<ul style="list-style-type: none"> <li>協定の事務局として全体の調整を図る。</li> <li>参加集落及び団体と連携して〇〇地区の施設のリースク管理と機能保全のための全体構想を策定。</li> <li>参加集落が<u>行</u>う農地周りの水路等の長寿命化対策への技術指導。</li> <li>上記の全体構想に基づき、支線水路の補修・更新等を実施。</li> </ul>	〇〇〇〇団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>〇〇〇〇〇〇</li> </ul>	<p>氏 名 殿 〇〇市町村長 <span style="color: red;">印</span></p> <p><span style="color: red;">令和</span>〇〇年度 多面的機能支払交付金に係る実施状況の確認通知書</p> <p>多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知）別紙1の第5の8及び別紙2の第5の8に基づき、実施状況について確認したことを通知する。</p> <p>（別記5-1）</p> <p>第1条～第4条（略）</p> <p>第5条 この協定の有効期間は、〇〇町長の認定のあった日から<span style="color: red;">令和</span>〇年〇月〇日までとする。</p> <p>第6条（略）</p> <p>第7条 協定参加集落及びその他の協定参加団体の役割分担は次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="805 94 1380 1131"> <thead> <tr> <th>集落・団体等</th> <th>役 割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〇〇集落</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>各集落区域内の農用地、水路、農道等の基礎的な保安全管理活動の実施。</li> <li>地域資源の適切な保安全管理のための推進活動の実施。</li> <li>施設の軽微な補修のための活動の実施。</li> <li>農村環境の保全活動の実施。</li> <li>多面的機能の増進を図る活動の実施。</li> <li>水路等施設の長寿命化のための活動の実施。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>〇〇集落</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>〇〇〇〇（畦畔・農地法面の草刈り等の活動は、個々の農業者が実施。）</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>〇〇土地改良区</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>協定の事務局として全体の調整を図る。</li> <li>参加集落及び団体と連携して〇〇地区の施設のリースク管理と機能保全のための全体構想を策定。</li> <li>参加集落が<u>取組む</u>農地周りの水路等の長寿命化対策への技術指導。</li> <li>上記の全体構想に基づき、支線水路の補修・更新等を実施。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>〇〇〇〇団体</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>〇〇〇〇〇〇</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	集落・団体等	役 割	〇〇集落	<ul style="list-style-type: none"> <li>各集落区域内の農用地、水路、農道等の基礎的な保安全管理活動の実施。</li> <li>地域資源の適切な保安全管理のための推進活動の実施。</li> <li>施設の軽微な補修のための活動の実施。</li> <li>農村環境の保全活動の実施。</li> <li>多面的機能の増進を図る活動の実施。</li> <li>水路等施設の長寿命化のための活動の実施。</li> </ul>	〇〇集落	<ul style="list-style-type: none"> <li>〇〇〇〇（畦畔・農地法面の草刈り等の活動は、個々の農業者が実施。）</li> </ul>	〇〇土地改良区	<ul style="list-style-type: none"> <li>協定の事務局として全体の調整を図る。</li> <li>参加集落及び団体と連携して〇〇地区の施設のリースク管理と機能保全のための全体構想を策定。</li> <li>参加集落が<u>取組む</u>農地周りの水路等の長寿命化対策への技術指導。</li> <li>上記の全体構想に基づき、支線水路の補修・更新等を実施。</li> </ul>	〇〇〇〇団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>〇〇〇〇〇〇</li> </ul>
集落・団体等	役 割																				
〇〇集落	<ul style="list-style-type: none"> <li>各集落区域内の農用地、水路、農道等の基礎的な保安全管理活動の実施。</li> <li>地域資源の適切な保安全管理のための推進活動の実施。</li> <li>施設の軽微な補修のための活動の実施。</li> <li>農村環境の保全活動の実施。</li> <li>多面的機能の増進を図る活動の実施。</li> <li>水路等施設の長寿命化のための活動の実施。</li> </ul>																				
〇〇集落	<ul style="list-style-type: none"> <li>〇〇〇〇（畦畔・農地法面の草刈り等の活動は、個々の農業者が実施。）</li> </ul>																				
〇〇土地改良区	<ul style="list-style-type: none"> <li>協定の事務局として全体の調整を図る。</li> <li>参加集落及び団体と連携して〇〇地区の施設のリースク管理と機能保全のための全体構想を策定。</li> <li>参加集落が<u>行</u>う農地周りの水路等の長寿命化対策への技術指導。</li> <li>上記の全体構想に基づき、支線水路の補修・更新等を実施。</li> </ul>																				
〇〇〇〇団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>〇〇〇〇〇〇</li> </ul>																				
集落・団体等	役 割																				
〇〇集落	<ul style="list-style-type: none"> <li>各集落区域内の農用地、水路、農道等の基礎的な保安全管理活動の実施。</li> <li>地域資源の適切な保安全管理のための推進活動の実施。</li> <li>施設の軽微な補修のための活動の実施。</li> <li>農村環境の保全活動の実施。</li> <li>多面的機能の増進を図る活動の実施。</li> <li>水路等施設の長寿命化のための活動の実施。</li> </ul>																				
〇〇集落	<ul style="list-style-type: none"> <li>〇〇〇〇（畦畔・農地法面の草刈り等の活動は、個々の農業者が実施。）</li> </ul>																				
〇〇土地改良区	<ul style="list-style-type: none"> <li>協定の事務局として全体の調整を図る。</li> <li>参加集落及び団体と連携して〇〇地区の施設のリースク管理と機能保全のための全体構想を策定。</li> <li>参加集落が<u>取組む</u>農地周りの水路等の長寿命化対策への技術指導。</li> <li>上記の全体構想に基づき、支線水路の補修・更新等を実施。</li> </ul>																				
〇〇〇〇団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>〇〇〇〇〇〇</li> </ul>																				

改 正	後	現 行
<p>〇〇〇 (農業経営体)</p> <p>・〇〇〇〇〇〇〇〇 (注) 地域全体を経営している農業経営体を位置付けることも可能。</p>	<p>〇〇〇 (農業経営体)</p> <p>・〇〇〇〇〇〇〇〇 (注) 地域全体を経営している農業経営体を位置付けることも可能。</p>	<p>〇〇〇 (農業経営体)</p> <p>・〇〇〇〇〇〇〇〇 (注) 地域全体を経営している農業経営体を位置付けることも可能。</p>
<p>2 (略)</p> <p>第8条～第11条 (略)</p> <p>(別記5-1 別紙)</p> <p style="text-align: center;"><b>〇〇〇〇広域協定参加同意書</b></p> <p>〇〇〇〇広域協定</p> <p>運営委員会会長 氏 名 殿</p> <p style="text-align: right;">参加集落(活動組織) _____</p> <p style="text-align: right;">所 在 地 _____</p> <p style="text-align: right;">代 表 者 _____ (印)</p> <p style="text-align: right;">_____ 年 月 日</p>	<p>2 (略)</p> <p>第8条～第11条 (略)</p> <p>(別記5-1 別紙)</p> <p style="text-align: center;"><b>〇〇〇〇広域協定参加同意書</b></p> <p>〇〇〇〇広域協定</p> <p>運営委員会会長 氏 名 殿</p> <p style="text-align: right;">参加集落(活動組織) _____</p> <p style="text-align: right;">所 在 地 _____</p> <p style="text-align: right;">代 表 者 _____ (印)</p> <p style="text-align: right;">_____ 年 月 日</p>	<p>2 (略)</p> <p>第8条～第11条 (略)</p> <p>(別記5-1 別紙)</p> <p style="text-align: center;"><b>〇〇〇〇広域協定参加同意書</b></p> <p>〇〇〇〇広域協定</p> <p>運営委員会会長 氏 名 殿</p> <p style="text-align: right;">参加集落(活動組織) _____</p> <p style="text-align: right;">所 在 地 _____</p> <p style="text-align: right;">代 表 者 _____ (印)</p> <p style="text-align: right;">_____ 年 月 日</p>
<p>(別記5-1 別紙)</p> <p style="text-align: center;"><b>〇〇〇〇広域協定参加同意書</b></p> <p>〇〇〇〇広域協定</p> <p>運営委員会会長 氏 名 殿</p> <p style="text-align: right;">参加集落(活動組織) _____</p> <p style="text-align: right;">所 在 地 _____</p> <p style="text-align: right;">代 表 者 _____ (印)</p> <p style="text-align: right;">_____ 年 月 日</p>	<p>(別記5-1 別紙)</p> <p style="text-align: center;"><b>〇〇〇〇広域協定参加同意書</b></p> <p>〇〇〇〇広域協定</p> <p>運営委員会会長 氏 名 殿</p> <p style="text-align: right;">参加集落(活動組織) _____</p> <p style="text-align: right;">所 在 地 _____</p> <p style="text-align: right;">代 表 者 _____ (印)</p> <p style="text-align: right;">_____ 年 月 日</p>	<p>(別記5-1 別紙)</p> <p style="text-align: center;"><b>〇〇〇〇広域協定参加同意書</b></p> <p>〇〇〇〇広域協定</p> <p>運営委員会会長 氏 名 殿</p> <p style="text-align: right;">参加集落(活動組織) _____</p> <p style="text-align: right;">所 在 地 _____</p> <p style="text-align: right;">代 表 者 _____ (印)</p> <p style="text-align: right;">_____ 年 月 日</p>

改

正

後

現

行

(別記5-1 別紙)

### 〇〇〇〇広域協定参加同意書

〇〇〇〇広域協定

運営委員会会長 氏名 殿

団体名 \_\_\_\_\_  
所在地 \_\_\_\_\_  
代表者 \_\_\_\_\_

年 月 日

(別記5-2)

〇年〇月〇日認定 〇〇町長〇〇〇〇

〇〇〇〇広域協定運営委員会規則(例)

年 月 日制定

附 則

- この規則は、〇〇年〇月〇日から施行する。
- 設立初年度の役員の選任については、第5条第2項中「委員会」とあるのは、「設立委員会」と読み替えるものとし、その任期については、第6条の規定にかかわらず、〇〇年〇月〇日までとする。
- (略)

(別記6-1)

〇〇活動組織規約(例)

〇〇年〇〇月〇〇日制定

(別記5-1 別紙)

### 〇〇〇〇広域協定参加同意書

〇〇〇〇広域協定

運営委員会会長 氏名 殿

団体名 \_\_\_\_\_  
所在地 \_\_\_\_\_  
代表者 \_\_\_\_\_

令和 年 月 日

(別記5-2)

〇年〇月〇日認定 〇〇町長〇〇〇〇

〇〇〇〇広域協定運営委員会規則(例)

令和 年 月 日制定

附 則

- この規則は、令和〇〇年〇月〇日から施行する。
- 設立初年度の役員の選任については、第5条第2項中「委員会」とあるのは、「設立委員会」と読み替えるものとし、その任期については、第6条の規定にかかわらず、令和〇〇年〇月〇日までとする。
- (略)

(別記6-1)

〇〇活動組織規約(例)

令和〇〇年〇〇月〇〇日制定

改 正 後	現 行
<p>附 則</p> <p>1 この規約は、〇〇年〇月〇日から施行する。</p> <p>2 活動組織の設立初年度の役員の選任については、第5条第2項中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとし、その任期については、第6条第1項の規定にかかわらず、〇〇年〇月〇日までとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>〇〇活動組織構成員一覧</p> <p>(規約別紙)</p> <p>〇年〇月〇日</p>	<p>附 則</p> <p>1 この規約は、令和〇〇年〇月〇日から施行する。</p> <p>2 活動組織の設立初年度の役員の選任については、第5条第2項中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとし、その任期については、第6条第1項の規定にかかわらず、令和〇〇年〇月〇日までとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>〇〇活動組織構成員一覧</p> <p>(規約別紙)</p> <p>令和〇〇年〇月〇日</p>

改 正	現 行
<p>多面的機能支払交付金実施要領 様式集 (略)</p> <p>(様式第 1-1 号)</p> <p>市町村長 殿</p> <p>〇年〇月〇日</p> <p>農業者団体等の名称</p> <p>代表者の氏名</p> <p>多面的機能発揮促進事業の目標</p> <p>(様式第 1-2 号)</p> <p>〇〇年〇月〇日</p> <p>〇〇〇〇組織</p> <p>1~4 (略)</p> <p>&lt;施行注意&gt;</p> <p>記入内容が様式第 1-3 号と重複する場合は、「2 (1) ②実施区域」、「2 (2) 活動の内容等」、「3 多面的機能発揮促進事業の実施期間」及び「4 農業者団体等の構成員に係る事項」の記入を省略することも可能とする。</p> <p>(様式第 1-3 号)</p> <p>〇年〇月〇日</p> <p>農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書</p> <p>(多面的機能支払に係る活動計画書、中山間地域等直接支払に係る集落協定、環境保全型農業直接支払に係る営農活動計画書)</p> <p>(略)</p> <p>(ふりがな)</p> <p>代表者氏名</p>	<p>多面的機能支払交付金実施要領 様式集 (略)</p> <p>(様式第 1-1 号)</p> <p>市町村長 殿</p> <p>令和〇年〇月〇日</p> <p>農業者団体等の名称</p> <p>代表者の氏名 印</p> <p>多面的機能発揮促進事業の目標</p> <p>(様式第 1-2 号)</p> <p>令和〇〇年〇月〇日</p> <p>〇〇〇〇組織</p> <p>1~4 (略)</p> <p>[新設]</p> <p>(様式第 1-3 号)</p> <p>令和〇年〇月〇日</p> <p>農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書</p> <p>(多面的機能支払に係る活動計画書、中山間地域等直接支払に係る集落協定、環境保全型農業直接支払に係る営農活動計画書)</p> <p>(略)</p> <p>(ふりがな)</p> <p>代表者氏名 印</p>

(別添2)

## 構成員一覧

役職名	氏名 (代表者名、 団体名)	住所	多面的機 能支払	中山間地域等 直接支払	環境保全型農業直接支払	年 月 日
			分類 番号	分類 記号	年齢 分類 記号	
					<input type="checkbox"/> 国際水準GAP を実施します。	
					<input type="checkbox"/> 国際水準GAP を実施します。	
					<input type="checkbox"/> 国際水準GAP を実施します。	
					<input type="checkbox"/> 国際水準GAP を実施します。	
					<input type="checkbox"/> 国際水準GAP を実施します。	

注1：「多面的機能支払」及び「環境保全型農業直接支払」の欄は、各支払に取組む者に○印を記入。  
「中山間地域等直接支払」の欄は、**署名**。

(別添2)

## 構成員一覧

役職名	氏名 (代表者名、 団体名)	住所	多面的機 能支払	中山間地域等 直接支払	環境保全型農業直接支払	年 月 日
			分類 番号	分類 記号	年齢 分類 記号	
				印 <b>(サイン)</b>	<input type="checkbox"/> 国際水準GAP を実施します。	
				印 <b>(サイン)</b>	<input type="checkbox"/> 国際水準GAP を実施します。	
				印 <b>(サイン)</b>	<input type="checkbox"/> 国際水準GAP を実施します。	
				印 <b>(サイン)</b>	<input type="checkbox"/> 国際水準GAP を実施します。	
				印 <b>(サイン)</b>	<input type="checkbox"/> 国際水準GAP を実施します。	

注1：「多面的機能支払」及び「環境保全型農業直接支払」の欄は、各支払に取組む者に○印を記入。  
「中山間地域等直接支払」の欄は、**署名又は押印**。

(別紙1)

多面的機能支払に係る活動計画書 (1号事業様式)

II. 1号事業 (多面的機能支払)

- 1. 交付金額 (略)
- 2. 組織の広域化・体制強化の計画 (略)
- 3. 活動の計画 (略)

(1) 農地維持支払

★実施する月に○を記入してください。

活動区分	活動項目	毎年度の実施時期											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
点検・ 計画策 定	1 点検												
	2 年度活動計画の策定												
研修	3 事務・組織運営等に関する研修、 機械の安全使用に関する研修												

○年度 (及び○年度) に受講予定 (活動期間内に各1回以上受講)

(別紙1)

多面的機能支払に係る活動計画書 (1号事業様式)

II. 1号事業 (多面的機能支払)

- 1. 交付金額 (略)
- 2. 組織の広域化・体制強化の計画 (略)
- 3. 活動の計画 (略)

(1) 農地維持支払

★実施する月に○を記入してください。

活動項目	取組	毎年度の実施時期											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
点検・ 計画策 定	1 点検												
	2 年度活動計画の策定												
研修	3 事務・組織運営等に関する研修、 機械の安全使用に関する研修												

○年度 (及び○年度) に受講予定 (活動期間内に各1回以上受講)



2) 多面的機能の増進を図る活動 (任意の取組 ★実施する月に○を記入してください。)

活動区分	活動項目	毎年度の実施時期												備考		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
多面的機能の増進を図る活動																
この線より上に行を挿入してください。																
60 広報活動																

※増進を図る活動を実施する場合は、活動項目を選択した上で、毎年度実施するとともに、広報活動を毎年度実施してください。  
ただし、農業地域類型区分の「中間農業地域」または「山間農業地域」、地域振興立法8法地域においては広報活動は必須ではありません。

56. 農村環境保全活動の幅広い展開 を選択した場合、以下の太枠内も記入してください。

を選択した場合に選択⇒  農村環境保全活動を1テーマ追加  「高度な保全活動の実施」

農村環境保全活動のテーマ  高度な保全活動の活動項目

↑「生態系保全」「水質保全」「農靱形成・生活環境保全」、「水田貯留機能増進・地下水かん養」「資源循環」から選択

2) 多面的機能の増進を図る活動 (任意の取組 ★実施する月に○を記入してください。)

活動項目	取組	毎年度の実施時期												備考		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
多面的機能の増進を図る活動																
この線より上に行を挿入してください。																
60 広報活動																

※増進を図る活動を実施する場合は、取組内容を選択した上で、毎年度実施するとともに、広報活動を毎年度実施してください。  
ただし、農業地域類型区分の「中間農業地域」または「山間農業地域」、地域振興立法8法地域においては広報活動は必須ではありません。

56. 農村環境保全活動の幅広い展開 を選択した場合、以下の太枠内も記入してください。

を選択した場合に選択⇒  農村環境保全活動を1テーマ追加  「高度な保全活動の実施」

農村環境保全活動のテーマ  高度な保全活動の取組内容

↑「生態系保全」「水質保全」「農靱形成・生活環境保全」、「水田貯留機能増進・地下水かん養」「資源循環」から選択



改

正

後

現

行

〔新設〕

(5) 水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）を推進する活動への支援

適用条件の確認

- ① 資源向上支払（共同）の交付を受ける田面積のうち5割以上において、雨水貯留機能の強化（田んぼダム）を推進する活動を行っていること。
- ② 広域活動組織にあっては、本活動を実施する集落ごとに、資源向上支払（共同）の交付を受ける水田面積のうち5割以上において、雨水貯留機能の強化（田んぼダム）を推進する活動を行っていること。  
（実施しない集落の面積は対象農用地面積から除くこと。）

a. 実施期間

開始年度	最終年度
年度	年度

b. 実施計画

年度	年次計画・実施体制等
年度	

c. 最終年度における実施面積及び加算額

地目	全対象農用地面積	交付単価	年当たりの加算額	実施面積の割合
	うち、実施面積			
田		400 円/10a	円	0%

(参考) 広域活動組織における集落ごとの実施面積と割合

集落名	対象農用地面積		実施面積の割合	備考
	うち、実施面積			
			0%	
			0%	
			0%	
			0%	

d. 活動実施区域位置図

別添 3 「田んぼダム実施区域位置図」のとおり

※なお、別添 1 「実施区域位置図」に田んぼダム実施区域位置を記載している場合、別添 3 は省略できる。



(別添 3)

田んぼダム実施区域位置図

活動組織名称:

注1) 別添 1 「実施区域位置図」に田んぼダム実施区域位置を記載している場合、本様式は省略ができる。

[新設]

改

正

後

現

行

(様式第 1 - 4 号)

〇年〇月〇日

(様式第 1 - 4 号)

令和〇年〇月〇日

組織名： \_\_\_\_\_

組織名： \_\_\_\_\_

長寿命化整備計画書

長寿命化整備計画書

<留意事項>

活動計画書の資源向上支払（長寿命化）において、工事 1 件あたり 200 万円以上となることが明らかなら**活動**について、下記に記載してください。  
なお、1 つの**活動**を分けて実施する場合は、それぞれを 1 件として考え、1 件ずつ記載してください。  
また、概算事業費の根拠となる資料（概算根拠や見積書）を整理してください。

<留意事項>

活動計画書の資源向上支払（長寿命化）において、工事 1 件あたり 200 万円以上となることが明らかなら**取組**について、下記に記載してください。  
なお、1 つの**取組**を分けて実施する場合は、それぞれを 1 件として考え、1 件ずつ記載してください。  
また、概算事業費の根拠となる資料（概算根拠や見積書）を整理してください。

(様式第 1 - 5 号)

(様式第 1 - 5 号)

工事に関する確認書

工事に関する確認書

上記確認書の締結を証するため、土地改良区と活動組織は、本書 2 通を作成し**記名**の上、それぞれ 1 通を保有するものとする。

上記確認書の締結を証するため、土地改良区と活動組織は、本書 2 通を作成し**押印**の上、それぞれ 1 通を保有するものとする。

〇〇年〇〇月〇〇日

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇活動組織

住所  
代表 〇〇〇〇

〇〇土地改良区

住所  
理事長 〇〇〇〇

〇〇活動組織

住所  
代表 〇〇〇〇 **印**

〇〇土地改良区

住所  
理事長 〇〇〇〇 **印**



改

正

後

3. 多面的機能支払交付金に係る事業の成果

「計画」欄：活動計画書において計画した活動に「O」、計画外の活動項目に「-」を記入する。  
「実施」欄：活動要件を満たした活動項目に「O」、要件を満たせなかった場合や実施しなかった場合に「X」を記入する。対象外の活動項目には「-」を記入する。

「備考」欄：「実施」欄に「O」を記入した場合は具体的な活動内容や研修実施日等を記入する。  
「実施」欄に「X」を記入した場合は要件を満たせなかった理由や実施しなかった理由を記入する。

(1) 農地維持支払

農地維持支払交付金の交付を受けずに活動を実施した場合も記入してください。

活動区分	活動項目	計画	実施	備考
点検・ 計画策定	1 点検			
	2 年度活動計画の策定			実施日
	3 事務・組織運営等に関する研修、 機械の安全使用に関する研修			実施日

現

行

3. 多面的機能支払交付金に係る事業の成果

「計画」欄：活動計画書において計画した活動に「O」、計画外の活動項目に「-」を記入する。  
「実施」欄：活動要件を満たした活動項目に「O」、要件を満たせなかった場合や実施しなかった場合に「X」を記入する。対象外の活動項目には「-」を記入する。

「備考」欄：「実施」欄に「O」を記入した場合は具体的な取組内容や研修実施日等を記入する。  
「実施」欄に「X」を記入した場合は要件を満たせなかった理由や実施しなかった理由を記入する。

(1) 農地維持支払

農地維持支払交付金の交付を受けずに活動を実施した場合も記入してください。

活動項目	取組	計画	実施	備考
点検・ 計画策定	1 点検			
	2 年度活動計画の策定			実施日
研修	3 事務・組織運営等に関する研修、 機械の安全使用に関する研修			実施日

活動区分

地域の資源の適切な推進活動

活動項目	計画	実施	備考
17 農業者の検討会の開催			実施日
18 農業者に対する意向調査、現地調査			
19 不在村地主との連絡体制の整備等			
20 集落外住民や地域住民との意見交換等			
21 地域住民等に対する意向調査等			
22 有識者等による研修会、検討会の開催			
23 その他			

活動項目

地域の資源の適切な推進活動

活動項目	取組	計画	実施	備考
17 農業者の検討会の開催				実施日
18 農業者に対する意向調査、現地調査				
19 不在村地主との連絡体制の整備等				
20 集落外住民や地域住民との意見交換等				
21 地域住民等に対する意向調査等				
22 有識者等による研修会、検討会の開催				
23 その他				

改 正

後

(2) 資源向上支払 (共同)

資源向上支払交付金 (共同) の交付を受けずに活動を実施した場合も記入してください。

活動区分	活動項目	計画	実施	備考
施設 の 機 能 計 画 策 定	24 農用地の機能診断			
	25 水路の機能診断			
	26 農道の機能診断			
	27 ため池の機能診断			
	28 年度活動計画の策定			実施日

現

行

(2) 資源向上支払 (共同)

資源向上支払交付金 (共同) の交付を受けずに活動を実施した場合も記入してください。

活動項目	取組	計画	実施	備考
施設 の 機 能 計 画 策 定	24 農用地の機能診断			
	25 水路の機能診断			
	26 農道の機能診断			
	27 ため池の機能診断			
	28 年度活動計画の策定			実施日

活動区分

多面的機能の増進を図る活動

活動項目

- 52 遊休農地の有効活用
- 53 鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化
- 54 地域住民による直営施工
- 55 防災・減災力の強化
- 56 農村環境保全活動の幅広い展開
- 57 やすらぎ・福祉及び教育機能の活用
- 58 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化
- 59 都道府県、市町村が特に認める活動
- 60 広報活動

計画

実施

備考

活動項目

多面的機能の増進を図る活動

取組

- 52 遊休農地の有効活用
- 53 農地周りの環境改善活動の強化
- 54 地域住民による直営施工
- 55 防災・減災力の強化
- 56 農村環境保全活動の幅広い展開
- 57 やすらぎ・福祉及び教育機能の活用
- 58 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化
- 59 都道府県、市町村が特に認める活動
- 60 広報活動

計画

実施

備考

改 正 後

※以下は加算措置に取り組み場合のみ記入してください。

加算措置	計画	実施	備考 (参加人数及び内容等を記入)
農村協働力の深化に向けた活動への支援			実施

加算措置	計画	実施	実施面積 (右記の内数)	全対象水田面積
水田の雨水貯留機能の強化 (田んぼダム) を推進する活動への支援			a	a

(3) 資源向上支払 (長寿命化)

施設区分	活動項目	内容	延べ数量 (km,箇所)	実績		調査・設計等のみ
				前年度まで	本年度	

別紙

持越金の使用予定表

農地維持・資源向上 (共同)

次年度への持越金が当該年度交付金の3割を超え、かつ、100万円以上である場合に作成。算定根拠について、市町村担当者から提出を求められた場合には添付すること。

現

※以下は加算措置に取り組み場合のみ記入してください。

加算措置	計画	実施	備考 (参加人数及び内容等を記入)
農村協働力の深化に向けた活動への支援			実施

[新設]

(3) 資源向上支払 (長寿命化)

施設区分	取組	内容	延べ数量 (km,箇所)	実績		調査・設計等のみ
				前年度まで	本年度	

別紙

持越金の使用予定表

農地維持・資源向上 (共同)

次年度への持越金が当該年度交付金の3割を超え、かつ、100万円以上である場合に作成。算定根拠について、市町村担当者から提出を求められた場合には添付すること。

改 正 後	現 行								
<p>市町村担当者における妥当性の確認欄</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">確認結果</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">担当者記名</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"> <p>上記の内容について、妥当であると認める。</p> </td> </tr> </table> <p>別紙</p> <p style="text-align: center;"><b>持越金の使用予定表</b> 資源向上（長寿命化）</p> <p>次年度への持越金が当該年度交付金の3割を超え、かつ、100万円以上である場合に作成。 算定根拠について、市町村担当者から提出を求められた場合には添付すること。</p>	確認結果	担当者記名	<p>上記の内容について、妥当であると認める。</p>		<p>市町村担当者における妥当性の確認欄</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">確認結果</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">担当者押印又はサイン欄</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"> <p>上記の内容について、妥当であると認める。</p> </td> </tr> </table> <p>別紙</p> <p style="text-align: center;"><b>持越金の使用予定表</b> 資源向上（長寿命化）</p> <p>次年度への持越金が当該年度交付金の3割を超え、かつ、100万円以上である場合に作成。 算定根拠について、市町村担当者から提出を求められた場合には添付すること。</p>	確認結果	担当者押印又はサイン欄	<p>上記の内容について、妥当であると認める。</p>	
確認結果	担当者記名								
<p>上記の内容について、妥当であると認める。</p>									
確認結果	担当者押印又はサイン欄								
<p>上記の内容について、妥当であると認める。</p>									
<p>市町村担当者における妥当性の確認欄</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">確認結果</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">担当者記名</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"> <p>上記の内容について、妥当であると認める。</p> </td> </tr> </table> <p>別紙</p> <p style="text-align: center;"><b>持越金の使用予定表</b> 資源向上（長寿命化）</p> <p>次年度への持越金が当該年度交付金の3割を超え、かつ、100万円以上である場合に作成。 算定根拠について、市町村担当者から提出を求められた場合には添付すること。</p>	確認結果	担当者記名	<p>上記の内容について、妥当であると認める。</p>		<p>市町村担当者における妥当性の確認欄</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">確認結果</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">担当者押印又はサイン欄</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"> <p>上記の内容について、妥当であると認める。</p> </td> </tr> </table> <p>別紙</p> <p style="text-align: center;"><b>持越金の使用予定表</b> 資源向上（長寿命化）</p> <p>次年度への持越金が当該年度交付金の3割を超え、かつ、100万円以上である場合に作成。 算定根拠について、市町村担当者から提出を求められた場合には添付すること。</p>	確認結果	担当者押印又はサイン欄	<p>上記の内容について、妥当であると認める。</p>	
確認結果	担当者記名								
<p>上記の内容について、妥当であると認める。</p>									
確認結果	担当者押印又はサイン欄								
<p>上記の内容について、妥当であると認める。</p>									
<p>(様式第1-9号)</p> <p>〇〇〇〇市町村長 殿</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">名 称</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">報 告 年 月 日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">代表者名</td> <td style="text-align: center;">令和 年 月 日</td> </tr> </table>	名 称	報 告 年 月 日	代表者名	令和 年 月 日	<p>(様式第1-9号)</p> <p>〇〇〇〇市町村長 殿</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">名 称</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">報 告 年 月 日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">代表者氏名</td> <td style="text-align: center;">令和 年 月 日</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">印</p>	名 称	報 告 年 月 日	代表者氏名	令和 年 月 日
名 称	報 告 年 月 日								
代表者名	令和 年 月 日								
名 称	報 告 年 月 日								
代表者氏名	令和 年 月 日								

〇〇年度

多面的機能支払交付金に係る実施状況報告書  
環境保全型農業直接支払交付金に係る営農活動実績報告書  
の提出(報告)について

1 〇〇年度 多面的機能支払交付金に係る実施状況報告書

2 〇〇年度 環境保全型農業支払交付金に係る営農活動実績報告書

(様式第2-1号)

[ 〇〇都道府県知事 ]

[ 地方農政局長(北海道にあつては  
農村振興局長、沖縄県にあつて  
は内閣府沖縄総合事務局長) ] 殿

番 年 月 日

[ 〇〇市町村長 ]

[ 〇〇都道府県知事 ]

(様式第2-2号)

活動組織の名称  
代表者の氏名 殿

番 年 月 日

市町村長

令和 〇〇年度

多面的機能支払交付金に係る実施状況報告書  
環境保全型農業直接支払交付金に係る営農活動実績報告書  
の提出(報告)について

1 令和 〇〇年度 多面的機能支払交付金に係る実施状況報告書

2 令和 〇〇年度 環境保全型農業支払交付金に係る営農活動実績報告書

(様式第2-1号)

[ 〇〇都道府県知事 ]

[ 地方農政局長(北海道にあつては  
農村振興局長、沖縄県にあつて  
は内閣府沖縄総合事務局長) ] 殿

番 年 月 日

[ 〇〇市町村長 ]

[ 〇〇都道府県知事 ]

(様式第2-2号)

活動組織の名称  
代表者の氏名 殿

番 年 月 日

市町村長













改

正

後

現

行

[新設]

対象農用地面積		加算措置		農村協働力の強化に向けた活動への支援		対象農用地面積		水田の圃水防雨機能の強化(田んぼたん)															
田	(a)	田	(a)	田	(a)	田	(a)	田	(a)	田	(a)	田	(a)	田	(a)	田	(a)	田	(a)	田	(a)	田	(a)
畑	(a)	畑	(a)	畑	(a)	畑	(a)	畑	(a)	畑	(a)	畑	(a)	畑	(a)	畑	(a)	畑	(a)	畑	(a)	畑	(a)
草地	(a)	草地	(a)	草地	(a)	草地	(a)	草地	(a)	草地	(a)	草地	(a)	草地	(a)	草地	(a)	草地	(a)	草地	(a)	草地	(a)
計	(a)	計	(a)	計	(a)	計	(a)	計	(a)	計	(a)	計	(a)	計	(a)	計	(a)	計	(a)	計	(a)	計	(a)

(様式第2-5号)

〇〇広域協定

運営委員会会長 氏名 殿

〇〇市町村長

広域協定の認定書(例)

(様式第2-5号)

〇〇広域協定

運営委員会会長 氏名 殿

〇〇市町村長

広域協定の認定書(例)

令和〇〇年〇月〇日

印

(様式第2-6号)

(様式第2-6号)

〇〇県

〇〇県

多面的機能支払の実施に関する基本方針(要綱基本方針)

多面的機能支払の実施に関する基本方針(要綱基本方針)

2. 農地維持支払交付金に関する事項

2. 農地維持支払交付金に関する事項

(1) 地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定

(1) 地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定

①・② (略)

①・② (略)

③ 国が定める活動指針及び活動要件に追加する事項等

③ 国が定める活動指針及び活動要件に追加する事項等

ア. 地域資源の基礎的保全活動

ア. 地域資源の基礎的保全活動

区分
活動区分
対象施設等
活動項目
活動内容
活動要件

区分
構成項目
対象施設等
活動項目
取組内容
活動要件

(注) 区分には、「活動項目」の追加、「活動内容」の追加又は「活動要件の設定」のうち該当するものを記載すること。なお、「活動内容」の追加、「活動要件の設定」については、追加箇所等下線を記載する。また、活動項目については、活動項目名に活動項目番号を100番から順に付け加えること。

(注) 区分には、「取組」の追加、「取組内容」の追加又は「活動要件の設定」のうち該当するものを記載すること。なお、「取組内容」の追加、「活動要件の設定」については、追加箇所等下線を記載する。また、取組については、取組名に取組番号を100番から順に付け加えること。

イ. 地域資源の適切な保全管理のための推進活動

イ. 地域資源の適切な保全管理のための推進活動

区分
活動区分
活動項目
活動内容
活動要件

区分
活動項目
取組
取組内容
活動要件

(注) 区分には、「活動項目」の追加、「活動内容」の追加又は「活動要件の設定」のうち該当するものを記載すること。なお、「活動内容」の追加、「活動要件の設定」については、追加箇所等下線を記載する。また、活動項目については、活動項目名に活動項目番号を100番(前項までに100番以降を付けた場合は次の番号)から順に付け加えること。

(注) 区分には、「取組」の追加、「取組内容」の追加又は「活動要件の設定」のうち該当するものを記載すること。なお、「取組内容」の追加、「活動要件の設定」については、追加箇所等下線を記載する。また、取組については、取組名に取組番号を100番(前項までに100番以降を付けた場合は次の番号)から順に付け加えること。

④ (略)

④ (略)

改 正	後	現 行																							
<p>(2) ～ (4) (略)</p> <p>3. 資源向上支払交付金(地域資源の質的向上を図る共同活動)に関する事項</p> <p>(1) 地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 国が定める活動指針及び活動要件に追加する事項等</p> <p>ア. 施設の軽微な補修</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>活動区分</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">対象施設等</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">活動項目</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>活動内容</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">活動要件</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 区分には、「<u>活動項目</u>」の追加、「<u>活動内容</u>」又は「<u>活動要件</u>」の追加のうち該当するものを記載すること。なお、「<u>活動内容</u>」の追加、「<u>活動要件</u>」の追加については、追加箇所等の下線を記載する。また、<u>活動項目</u>については、<u>活動項目</u>名に<u>活動項目</u>番号を100番(前項までに100番以降を付けた場合は次の番号)から順に付け加えること。</p> <p>イ. 農村環境保全活動</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>活動区分</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">テーマ</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>活動項目</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>活動内容</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">活動要件</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 区分には、「テーマの追加」、「テーマの削除」、「<u>活動項目</u>」の追加、「<u>活動項目</u>」の削除、「<u>活動内容</u>」の変更(追加又は削除等)又は「<u>活動要件</u>」の追加のうち該当するものを記載すること。なお、「<u>活動内容</u>」の追加、「<u>活動要件</u>」等については、追加箇所等の下線を記載する。また、<u>活動項目</u>については、<u>活動項目</u>名に<u>活動項目</u>を100番(前項までに100番以降を付けた場合は次の番号)から順に付け加えること。</p>	区 分	<u>活動区分</u>	対象施設等	活動項目	<u>活動内容</u>	活動要件	区 分	<u>活動区分</u>	テーマ	<u>活動項目</u>	<u>活動内容</u>	活動要件	<p>(2) ～ (4) (略)</p> <p>3. 資源向上支払交付金(地域資源の質的向上を図る共同活動)に関する事項</p> <p>(2) 地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 国が定める活動指針及び活動要件に追加する事項等</p> <p>ア. 施設の軽微な補修</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>構成項目</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">対象施設等</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">活動項目</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>取組内容</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">活動要件</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 区分には、「<u>取組</u>」の追加、「<u>取組内容</u>」又は「<u>活動要件</u>」の追加のうち該当するものを記載すること。なお、「<u>取組内容</u>」の追加、「<u>活動要件</u>」の追加については、追加箇所等の下線を記載する。また、<u>取組</u>については、<u>取組</u>名に<u>取組</u>番号を100番(前項までに100番以降を付けた場合は次の番号)から順に付け加えること。</p> <p>イ. 農村環境保全活動</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>活動指針の構成</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">テーマ</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>取 組</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>取組内容</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">活動要件</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 区分には、「テーマの追加」、「テーマの削除」、「<u>取組</u>」の追加、「<u>取組</u>」の削除、「<u>取組内容</u>」の変更(追加又は削除等)又は「<u>活動要件</u>」の追加のうち該当するものを記載すること。なお、「<u>取組内容</u>」の追加、「<u>活動要件</u>」等については、追加箇所等の下線を記載する。また、<u>取組</u>については、<u>取組</u>名に<u>取組</u>番号を100番(前項までに100番以降を付けた場合は次の番号)から順に付け加えること。</p>	区 分	<u>構成項目</u>	対象施設等	活動項目	<u>取組内容</u>	活動要件	区 分	<u>活動指針の構成</u>	テーマ	<u>取 組</u>	<u>取組内容</u>	活動要件
区 分																									
<u>活動区分</u>																									
対象施設等																									
活動項目																									
<u>活動内容</u>																									
活動要件																									
区 分																									
<u>活動区分</u>																									
テーマ																									
<u>活動項目</u>																									
<u>活動内容</u>																									
活動要件																									
区 分																									
<u>構成項目</u>																									
対象施設等																									
活動項目																									
<u>取組内容</u>																									
活動要件																									
区 分																									
<u>活動指針の構成</u>																									
テーマ																									
<u>取 組</u>																									
<u>取組内容</u>																									
活動要件																									

改 正	後	現 行																							
<p>(2) ～ (4) (略)</p> <p>3. 資源向上支払交付金(地域資源の質的向上を図る共同活動)に関する事項</p> <p>(1) 地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 国が定める活動指針及び活動要件に追加する事項等</p> <p>ア. 施設の軽微な補修</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>活動区分</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">対象施設等</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">活動項目</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>活動内容</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">活動要件</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 区分には、「<u>活動項目</u>」の追加、「<u>活動内容</u>」又は「<u>活動要件</u>」の追加のうち該当するものを記載すること。なお、「<u>活動内容</u>」の追加、「<u>活動要件</u>」の追加については、追加箇所等の下線を記載する。また、<u>活動項目</u>については、<u>活動項目</u>名に<u>活動項目</u>番号を100番(前項までに100番以降を付けた場合は次の番号)から順に付け加えること。</p> <p>イ. 農村環境保全活動</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>活動区分</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">テーマ</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>活動項目</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>活動内容</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">活動要件</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 区分には、「テーマの追加」、「テーマの削除」、「<u>活動項目</u>」の追加、「<u>活動項目</u>」の削除、「<u>活動内容</u>」の変更(追加又は削除等)又は「<u>活動要件</u>」の追加のうち該当するものを記載すること。なお、「<u>活動内容</u>」の追加、「<u>活動要件</u>」等については、追加箇所等の下線を記載する。また、<u>活動項目</u>については、<u>活動項目</u>名に<u>活動項目</u>を100番(前項までに100番以降を付けた場合は次の番号)から順に付け加えること。</p>	区 分	<u>活動区分</u>	対象施設等	活動項目	<u>活動内容</u>	活動要件	区 分	<u>活動区分</u>	テーマ	<u>活動項目</u>	<u>活動内容</u>	活動要件	<p>(2) ～ (4) (略)</p> <p>3. 資源向上支払交付金(地域資源の質的向上を図る共同活動)に関する事項</p> <p>(2) 地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 国が定める活動指針及び活動要件に追加する事項等</p> <p>ア. 施設の軽微な補修</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>構成項目</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">対象施設等</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">活動項目</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>取組内容</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">活動要件</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 区分には、「<u>取組</u>」の追加、「<u>取組内容</u>」又は「<u>活動要件</u>」の追加のうち該当するものを記載すること。なお、「<u>取組内容</u>」の追加、「<u>活動要件</u>」の追加については、追加箇所等の下線を記載する。また、<u>取組</u>については、<u>取組</u>名に<u>取組</u>番号を100番(前項までに100番以降を付けた場合は次の番号)から順に付け加えること。</p> <p>イ. 農村環境保全活動</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>活動指針の構成</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">テーマ</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>取 組</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>取組内容</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">活動要件</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 区分には、「テーマの追加」、「テーマの削除」、「<u>取組</u>」の追加、「<u>取組</u>」の削除、「<u>取組内容</u>」の変更(追加又は削除等)又は「<u>活動要件</u>」の追加のうち該当するものを記載すること。なお、「<u>取組内容</u>」の追加、「<u>活動要件</u>」等については、追加箇所等の下線を記載する。また、<u>取組</u>については、<u>取組</u>名に<u>取組</u>番号を100番(前項までに100番以降を付けた場合は次の番号)から順に付け加えること。</p>	区 分	<u>構成項目</u>	対象施設等	活動項目	<u>取組内容</u>	活動要件	区 分	<u>活動指針の構成</u>	テーマ	<u>取 組</u>	<u>取組内容</u>	活動要件
区 分																									
<u>活動区分</u>																									
対象施設等																									
活動項目																									
<u>活動内容</u>																									
活動要件																									
区 分																									
<u>活動区分</u>																									
テーマ																									
<u>活動項目</u>																									
<u>活動内容</u>																									
活動要件																									
区 分																									
<u>構成項目</u>																									
対象施設等																									
活動項目																									
<u>取組内容</u>																									
活動要件																									
区 分																									
<u>活動指針の構成</u>																									
テーマ																									
<u>取 組</u>																									
<u>取組内容</u>																									
活動要件																									

改 正 後

ウ. 多面的機能の増進を図る活動

区 分
活動区分
活動項目
活動内容
活動要件

(注) 区分には、「活動項目」の追加、「活動内容」の追加又は「活動要件の設定」のうち該当するものを記載すること。なお、「活動内容」の追加、「活動内容」の追加については、追加箇所等に下線を記載する。また、「活動項目」については、「活動項目」名に「活動項目」番号を100番（前項までに100番以降を付けた場合は次の番号）から順に付け加えること。

④ (略)

⑤水田貯留機能強化計画書の策定について

(2) ~ (4) (略)

4. 資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動)に関する事項

(1) 地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定

① (略)

② (略)

③ 地域の状況に応じて追加する農地に係る施設や対象活動

区 分
活動区分
施設区分
活動項目
活動内容
活動要件

(注) 区分には、「活動項目」の追加、「活動内容」の追加又は「活動要件の設定」のうち該当するものを記載すること。なお、「活動内容」の追加、「活動内容」の追加については、追加箇所等に下線を記載する。また、「活動項目」については、「活動項目」名に「活動項目」番号を100番（前項までに100番以降を付けた場合は次の番号）から順に付け加えること。

現

ウ. 多面的機能の増進を図る活動

区 分
活動項目
取 組
取組内容
活動要件

(注) 区分には、「取組」の追加、「取組内容」の追加又は「活動要件の設定」のうち該当するものを記載すること。なお、「取組内容」の追加、「取組内容」の追加については、追加箇所等に下線を記載する。また、「取組」については、「取組」名に「取組」番号を100番（前項までに100番以降を付けた場合は次の番号）から順に付け加えること。

④ (略)

**[新設]**

(2) ~ (4) (略)

4. 資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動)に関する事項

(1) 地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定

③ (略)

④ (略)

③ 地域の状況に応じて追加する農地に係る施設や対象活動

区 分
構成項目
対象施設等
活動項目
取組内容
活動要件

(注) 区分には、「取組」の追加、「取組内容」の追加又は「活動要件の設定」のうち該当するものを記載すること。なお、「取組内容」の追加、「取組内容」の追加については、追加箇所等に下線を記載する。また、「取組」については、「取組」名に「取組」番号を100番（前項までに100番以降を付けた場合は次の番号）から順に付け加えること。

行

改 正 後	現 行																																								
<p>④ (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>5・6 (略)</p> <p>~~~~~</p> <p>(別紙1)</p> <p>〇〇県 地域活動指針及び同指針に基づく要件 (農地維持活動)</p> <p>第1 地域活動指針及び同指針に基づく要件</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">地域活動指針</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">活動要件</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">活動区分</td> <td style="text-align: center;">活動項目</td> </tr> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>第2 活動の説明</p> <p>~~~~~</p> <p>(別紙2)</p> <p>〇〇県 地域活動指針及び同指針に基づく要件 (資源向上活動 (地域資源の質的向上を図る共同活動) )</p> <p>第1 地域活動指針及び同指針に基づく要件</p> <p>1 施設の軽微な補修</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">活動区分</td> <td style="text-align: center;">活動項目</td> <td style="text-align: center;">活動要件</td> </tr> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>2 農村環境保全活動</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">活動区分</td> <td style="text-align: center;">活動項目</td> <td style="text-align: center;">活動要件</td> </tr> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	地域活動指針		活動要件	活動区分	活動項目				活動区分	活動項目	活動要件				活動区分	活動項目	活動要件				<p>④ (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>5・6 (略)</p> <p>~~~~~</p> <p>(別紙1)</p> <p>〇〇県 地域活動指針及び同指針に基づく要件 (農地維持活動)</p> <p>第1 地域活動指針及び同指針に基づく要件</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">地域活動指針</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">活動要件</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">活動項目</td> <td style="text-align: center;">取組</td> </tr> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>第2 取組の説明</p> <p>~~~~~</p> <p>(別紙2)</p> <p>〇〇県 地域活動指針及び同指針に基づく要件 (資源向上活動 (地域資源の質的向上を図る共同活動) )</p> <p>第1 地域活動指針及び同指針に基づく要件</p> <p>1 施設の軽微な補修</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">活動項目</td> <td style="text-align: center;">取組</td> <td style="text-align: center;">活動要件</td> </tr> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>2 農村環境保全活動</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">活動項目</td> <td style="text-align: center;">取組</td> <td style="text-align: center;">活動要件</td> </tr> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	地域活動指針		活動要件	活動項目	取組				活動項目	取組	活動要件				活動項目	取組	活動要件			
地域活動指針		活動要件																																							
活動区分	活動項目																																								
活動区分	活動項目	活動要件																																							
活動区分	活動項目	活動要件																																							
地域活動指針		活動要件																																							
活動項目	取組																																								
活動項目	取組	活動要件																																							
活動項目	取組	活動要件																																							

改 正

後

現

行

3 多面的機能の増進を図る活動

活動区分	活動項目	活動要件

第2 活動の説明

1～3 (略)

(別紙3)

〇〇県 地域活動指針及び同指針に基づく要件  
(資源向上活動(施設の長寿命化のための活動))

第1 地域活動指針及び同指針に基づく要件

活動区分	活動項目	活動要件

第2 活動の説明 (略)

3 多面的機能の増進を図る活動

活動項目	取組	活動要件

第2 取組の説明

1～3 (略)

(別紙3)

〇〇県 地域活動指針及び同指針に基づく要件  
(資源向上活動(施設の長寿命化のための活動))

第1 地域活動指針及び同指針に基づく要件

活動項目	取組	活動要件

第2 取組の説明 (略)

改

正

後

現

行

(様式第2-7号)

[ 地方農政局長(北海道にあつては農林  
水産省農村振興局長、沖縄県にあつて  
は内閣府沖縄総合事務局長) 殿 ]

番 年 月 日

番 年 月 日

〇〇都道府県知事

〇〇都道府県知事



(様式第2-8号)

地方農政局長(北海道にあつては農林  
水産省農村振興局長、沖縄県にあつて  
は内閣府沖縄総合事務局長) 殿

番 年 月 日

番 年 月 日

〇〇都道府県知事

〇〇都道府県知事



〇〇 年度 多面的機能支払交付金事業実施計画書

**令和** 〇〇 年度 多面的機能支払交付金事業実施計画書

(実績報告書)の提出について

(実績報告書)の提出について

(別紙1)

〇〇年度 多面的機能支払交付金事業実施計画書(実績報告書)

- 1 (略)
- 2. 事業計画(実績)及びその内容
  - (1)農地維持支払交付金 (略)
  - (2)資源向上支払交付金

ア. 地域資源の質的向上を図る共同活動

- (ア)基本単価 (略)
- (イ)加算単価(加算措置の適用がある場合のみ、記載する)  
a・b (略)

イ.水田の雨水貯留機能の強化(田んぼダム)を推進する活動への支援

区分	交付単価	対象農用地面積	交付額(事業費)	交付額(国費)	備考
田		a		円	
加算単価	a/b/a	a		円	
社		a		円	

(注)区分及び交付単価は、標準府県が策定した要領基本方針に依り記載し、市町村により異なる場合は行を追加すること。

加算措置の 対象組織数	
組織	

- イ.施設の長寿命化のための活動 (略)
- ウ.組織の広域化・体制強化 (略)

- 3・4 (略)
- 5. 収支予算(収支精算)

(1)～(2) (略)

<施行注意>

実績報告の際には、「2. 事業計画及びその内容」及び「3. 経費の配分」は変更となった部分について、容易に比較対照できるように変更部分を二段書とし、変更前を( )書で上段に記載するとともに、「交付金に係る事業に要する経費」を「交付金に係る事業に要した経費」、「5. 収支予算」を「5. 収支精算」、「本年度予算額」を「本年度精算額」、「前年度予算額」を「本年度予算額」に置き換えるものとする。

多面的機能支払交付金交付要領別紙様式第5号の添付資料として提出する場合は、「3. 経費の配分」の国費額及び「5. 収支予算(収支精算)」の国庫負担金の本年度予算額を記入を省略することも可能とする。

(別紙1)

令和〇〇年度 多面的機能支払交付金事業実施計画書(実績報告書)

- 1 (略)
- 2. 事業計画(実績)及びその内容
  - (1)農地維持支払交付金 (略)
  - (2)資源向上支払交付金
- ア. 地域資源の質的向上を図る共同活動
  - (ア)基本単価 (略)
  - (イ)加算単価(加算措置の適用がある場合のみ、記載する)  
a・b (略)

[新設]

- イ.施設の長寿命化のための活動 (略)
- ウ.組織の広域化・体制強化 (略)

- 3・4 (略)
- 5. 収支予算(収支精算)

(1)～(2) (略)

<施行注意>

実績報告の際には、「2. 事業計画及びその内容」及び「3. 経費の配分」は変更となった部分について、容易に比較対照できるように変更部分を二段書とし、変更前を( )書で上段に記載するとともに、「交付金に係る事業に要する経費」を「交付金に係る事業に要した経費」、「5. 収支予算」を「5. 収支精算」、「本年度予算額」を「本年度精算額」、「前年度予算額」を「本年度予算額」に置き換えるものとする。

[新設]

改正後	現行
<p>(別紙2) (略)</p> <p>(別紙3) 1. 返還等実施計画表 ○年度</p> <p>~~~~~</p> <p>2. 返還等実績報告表 ○年度</p> <p>~~~~~</p> <p>(様式第2-9号)</p> <p>○○都道府県知事 殿</p> <p>○○市町村長</p> <p>○○ 年度 多面的機能支払交付金事業実施計画書 (実績報告書)の提出について</p> <p>~~~~~</p> <p>番 年 月 日</p>	<p>(別紙2) (略)</p> <p>(別紙3) 1. 返還等実施計画表 令和○年度</p> <p>~~~~~</p> <p>2. 返還等実績報告表 令和○年度</p> <p>~~~~~</p> <p>(様式第2-9号)</p> <p>○○都道府県知事 殿</p> <p>○○市町村長</p> <p>令和 ○○ 年度 多面的機能支払交付金事業実施計画書 (実績報告書)の提出について</p> <p>~~~~~</p> <p>番 年 月 日</p>

(別紙1)

〇〇年度 多面的機能支払交付金事業実施計画書(実績報告書)

- 1 (略)
- 2. 事業計画(実績)及びその内容
  - (1) 農地維持支払交付金 (略)
  - (2) 資源向上支払交付金

ア. 地域資源の質的向上を図る共同活動

- (ア) 基本単価 (略)
- (イ) 加算単価(加算措置の適用がある場合のみ、記載する)  
a・b (略)

エ.水田の雨水貯留機能の強化(田んぼダム)を推進する活動への支援

区分	交付単価	対象農用地面積	交付額(事業費)	交付額(国費)	備考
田		a	出	出	
加算単価	a・b	a	出	出	
計		a	出	出	

【注】区分及び交付単価は、都道府県が算定した要綱基本方針に依り記載し、市町村により異なる場合は行を追加すること。

加算措置の 対象組織数	
組織	

イ・ウ (略)  
3～5 (略)

(別紙2)

- 1. 返還等実施計画表  
〇年度
- 2. 返還等実績報告表  
〇年度

(別紙1)

令和〇〇年度 多面的機能支払交付金事業実施計画書(実績報告書)

- 1 (略)
  - 2. 事業計画(実績)及びその内容
    - (1) 農地維持支払交付金 (略)
    - (2) 資源向上支払交付金
- ア. 地域資源の質的向上を図る共同活動
- (ア) 基本単価 (略)
  - (イ) 加算単価(加算措置の適用がある場合のみ、記載する)  
a・b (略)

[新設]

イ・ウ (略)  
3～5 (略)

(別紙2)

- 1. 返還等実施計画表  
令和〇年度
- 2. 返還等実績報告表  
令和〇年度

(様式第2-10号) (略)

(様式第2-10号) (略)

改正後	現行
<p>(様式第2-11号)</p> <p>農林水産大臣 殿</p> <p>都道府県知事</p> <p>(様式第2-12号) (略)</p> <p>(様式第2-13号)</p> <p>都道府県知事 殿</p> <p>市町村長</p> <p>(様式第2-14号) (略)</p>	<p>(様式第2-11号)</p> <p>農林水産大臣 殿</p> <p>都道府県知事</p> <p>(様式第2-12号) (略)</p> <p>(様式第2-13号)</p> <p>都道府県知事 殿</p> <p>(様式第2-14号) (略)</p>
<p>番 年 月 日</p> <p>番 年 月 日</p> <p>番 年 月 日</p> <p>番 年 月 日</p>	<p>番 年 月 日</p> <p>番 年 月 日</p> <p>番 年 月 日</p> <p>番 年 月 日</p>
<p>印</p> <p>印</p> <p>印</p> <p>印</p>	<p>印</p> <p>印</p> <p>印</p> <p>印</p>

改

正

後

現

行

(様式第2-15号)

〇〇都道府県知事 殿

〇〇市町村長

番号  
年月日

〇〇年度

多面的機能支払交付金に係る実施状況報告書

中山間地域等直接支払交付金に係る実施状況報告書

環境保全型農業直接支払交付金に係る実施結果報告書

の提出について

(様式第2-16号)

( 地方農政局長(北海道にあっては  
農村振興局長、沖縄県にあって  
は内閣府沖縄総合事務局長) ) 殿

〇〇都道府県知事

番号  
年月日

〇〇年度

多面的機能支払交付金に係る実施状況報告書

中山間地域等直接支払交付金に係る実施状況報告書

環境保全型農業直接支払交付金に係る実施結果取りまとめ報告書

の提出について

(様式第2-15号)

〇〇都道府県知事 殿

〇〇市町村長 

番号  
年月日

令和 〇〇年度

多面的機能支払交付金に係る実施状況報告書

中山間地域等直接支払交付金に係る実施状況報告書

環境保全型農業直接支払交付金に係る実施結果報告書

の提出について

(様式第2-16号)

( 地方農政局長(北海道にあっては  
農村振興局長、沖縄県にあって  
は内閣府沖縄総合事務局長) ) 殿

〇〇都道府県知事

番号  
年月日

令和 〇〇年度

多面的機能支払交付金に係る実施状況報告書

中山間地域等直接支払交付金に係る実施状況報告書

環境保全型農業直接支払交付金に係る実施結果取りまとめ報告書

の提出について

(様式第2-17号)

〇年〇月〇日

〇〇都道府県知事 殿

〇〇市町村長

〇〇市における水田貯留機能強化計画の「策定／変更」について（協議）

このことについて、〇〇市における水田貯留機能強化計画を「制定／変更」したので、多面的機能支払交付金実施要領第2の6の規定に基づき、下記関係書類を添えて協議する。

記

1 水田の雨水貯留機能の強化を推進する活動の対象区域図（別添）

2 水田貯留機能強化計画の基本的な考え方

ア. 水田貯留機能の強化の推進に関する基本的考え方

イ. 水田貯留機能強化計画の制定における基本的考え方

3 備考（必要に応じて記載）

[新設]

改

正

後

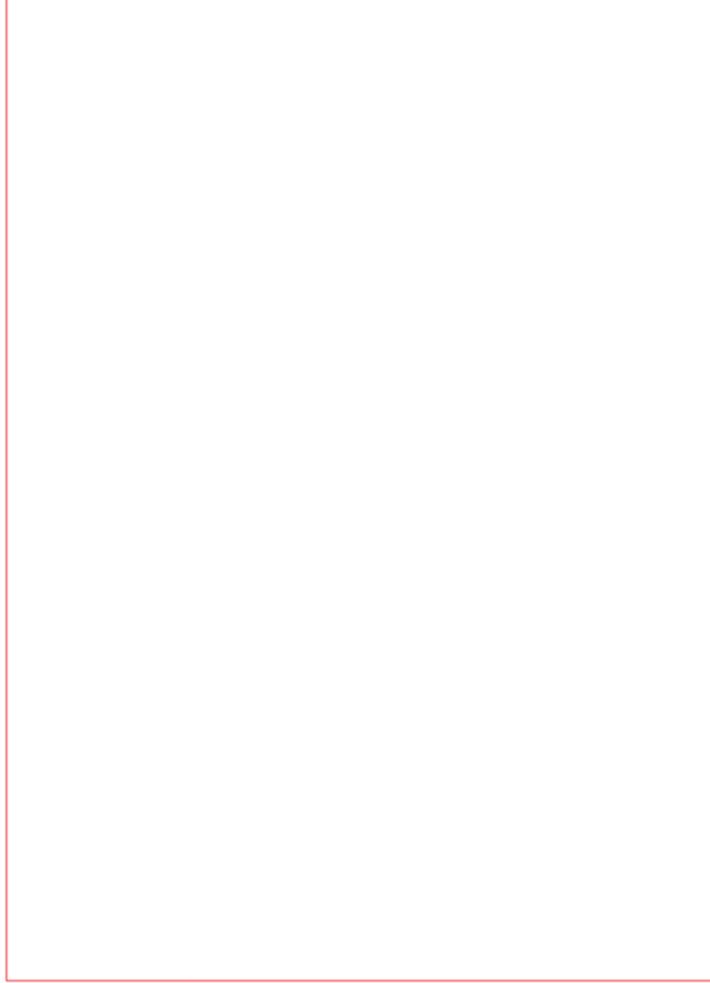
現

行

(別添)

水田の雨水貯留機能の強化を推進する活動の対象区域図

市町村名称：



注1) 流域治水プロジェクト等の県の認定を受けた計画に田んぼたんが位置付けられている地域は、本様式の代わりに当該計画を添付することが出来るものとする。